

季刊

労働総研

ウォータリー

1995年夏季号

No.19

●政財界の21世紀戦略と経済民主主義

—規制緩和で労働者国民の生活はどうなるか—

角瀬 保雄

特集 阪神大震災から何を学ぶか

阪神・淡路大震災と日本の政治経済

菊本 義治

復興まちづくりはいかにあるべきか

塙崎 賢明

阪神大震災による失業・雇用の現状と課題

草島 和幸

被災者の暮らしをいかにたて直すか

黒津 右次

国際・国内動向

第4回世界女性会議に向けて

太閤 清子

ペナン消費者協会の活動に想う

大木 一訓

悪化する母性保護—全損保支部調査から

北山 利夫

書評

森岡孝二著『企業中心社会の時間構造』

水口 洋介

労働運動総合研究所

労働総研クオータリー

第19号（1995年夏季号）

―― 目 次 ――



●政財界の21世紀戦略と経済民主主義

- 一規制緩和で労働者国民の生活はどうなるか……………角瀬 保雄 2

特 集 ●阪神大震災から何を学ぶか

- 阪神・淡路大震災と日本の政治経済……………菊本 義治 9
- 復興まちづくりはいかにあるべきか……………塩崎 賢明 14
- 阪神大震災による失業・雇用の現状と課題……………草島 和幸 19
- 被災者の暮らしをいかにたて直すか……………黒津 右次 24

国際・国内動向

- 第4回世界女性会議に向けて……………大関 清子 29
- ペナン消費者協会の活動に想う……………大木 一訓 32
- 悪化する母性保護—全損保支部調査から……………北山 利夫 35

- 書 評 ●森岡孝二著『企業中心社会の時間構造』……………水口 洋介 40

- 新刊紹介 ●バーバラ・エーレンライク著『「中流」という階級』 中本悟 ●野村正實著 43
『終身雇用』 川辺平八郎 ●河相一成著『食管制度と経済民主主義』 重富健一

- 次号予告 42 ●読者のひろば 45
●編集後記 46

政財界の21世紀戦略と経済民主主義 —規制緩和で労働者国民の生活はどうなるか—

角瀬 保雄

1. 日本資本主義の矛盾の激化と臨調「行革」

わが国における規制緩和は、80年代の初め第2次臨時行政調査会(1981~83年)の発足とともに始まった。日米安保体制の下でのアメリカとの従属的な経済協力という枠組みの下で「高度成長」を続けてきた日本資本主義も、71年のドル危機による固定相場制から変動相場制への移行、73年の石油危機というその蓄積条件の変化のなかで、次第にその矛盾を激しくし、「高度成長」を支えてきた国家財政は大きく破綻をきたすことになった。こうした状況のなかで第2臨調は「増税なき財政再建」をスローガンとして打ち出し、自民党政府は行政改革推進本部を発足させた。増税なしで財政赤字を減らすため、公務員の定数削減、省庁統合、公企業の民営化、予算のマイナスシーリングなど大幅な経費削減を目指すことになったのである。

戦後の日本は健全財政を図るため、財政法第4条によって非募債主義を宣言していた。原則として国債は発行せず、例外として公共事業費の範囲内での建設国債の発行を認めるだけというのである。だが、「高度成長」の破綻によって1974年の日本経済は、戦後初めてのマイナス成長となった。大幅な税収減の下で大企業への不況対策費が肥大化することにより「財政危機」が

表面化し、75年度に特別国債(赤字国債)が発行されることになった。そして78年以後87年までの10年間の間、国債発行額は毎年10兆円の大台を超えていたのである。こうした「財政危機」が臨調「行革」の生まれた背景である。

規制緩和という言葉は、1980年代初めの臨調「行革」においてすでに用いられていたが、そこでは「許認可等の整理合理化」がいわれるだけにとどまり、当時の行政改革の中心は国鉄、電電公社など公企業の民営化に置かれていた。3Kという言葉が示していたように国鉄、健保、コメ(食管会計)の赤字の削減がターゲットとされ、民活の名の下に社会保障の切り下げなど労働者、国民への攻撃が進められた。なかでも国鉄の分割民営化は国労の解体という労働組合破壊を目的とするものでもあった。今日なおイギリスやドイツなどでは鉄道の民営化が実現していないのを見るとき、この点では日本の方がヨーロッパ諸国よりはるかに先をいっているということができるのである。

たが、その後も国債の発行は毎年なくなることなく続き、1994年には13兆6,430億円を記録し、今日200兆円もの国債発行残高を抱えるにいたっている。地方財政においてもまた、大幅な歳入不足によって、100兆円を超える地方債発行残高を抱え、「地方行革(自治体リストラ)」が要求されている。85年に「地方行革大綱」が出され

労働総研フォータリーNo19（95年夏季号）

て以降、地方自治体でも職員の削減、民間委託による住民サービスの切り下げが進められてきた。こうして今日80年代の臨調「行革」による「増税なき財政再建計画」は完全に失敗し、89年の消費税の導入、97年4月からの税率アップ(現行3%から5%へ)にみられるよう、このスローガンは今日死語と化しているのである。それに代って90年代の主役として登場してきたのが規制緩和である。規制緩和という言葉には、広くは公企業の民営化、特殊法人の廃止から自治体サービスの民間委託なども含まれるが、一般には許認可による企業活動への公的規制に限定して使われる。したがって、「民営化と規制緩和」というように並べて使われることが多いのである。

2. 欧米の規制緩和と日本の規制緩和

ところで、深刻な「財政危機」にもかかわらず、ME「合理化」と海外への集中豪雨的な輸出によって2度にわたる石油危機(74年と79年)を乗り切った80年代の日本経済は、先進国の中では例外的な「高成長」を実現した。1985年の円高不況の矛盾もバブル経済への突入によって先へ繰り延べることができた。だが、その結果は91年バブル崩壊となり、その後の90年代不況は日本経済がかつて経験したことのない深刻な長期不況となり、今日いまだそれからの回復がみられないでのある。民活路線の「民」がおかしくなったのである。また、貿易黒字は日米の経済摩擦を激しくし、89年には日米構造協議が始まり、アメリカから輸入拡大のための市場開放が強く要求されるにいたったのである。

こうして日本経済が「成長の危機」に直面するなかで、1993年9月、細川内閣は不況対策としての「緊急経済対策」の中に、その目玉として94項目の規制緩和項目を盛り込んだのであった。だが、規制緩和が短期の不況対策に役立つもの

でないことは明らかであった。不況の原因は、①大企業、金融機関の証券投機、土地投機というバブル、②過大な設備投資競争、③内部留保のため込み、賃金抑制、④円高、輸出不採算と⑤低金利政策など政府の政策の失敗にあったからである。つまり、「市場の失敗」と「政府の失敗」によるもので、大企業の行動に対する的確な規制の不在が問題であったのである。

その後93年10月の第3次行革審最終答申をへて、12月には細川首相の私的諮問機関である平岩研究会(「経済改革研究会」)が、今度は規制緩和を日本経済の構造改革への万能薬として打ち出すにいたったのである。たが、それも日本より一足先に「成長の危機」にみまわれた欧米において、すでに70年代から試みられ失敗した経験をもつもので、それが産業再生、活性化の万能薬になりえないこともまた明らかであった。レーガンのアメリカ、サッチャーのイギリスが典型的に示しているように、それは財政赤字や貿易赤字そして企業の赤字を解決するものではなく、競争激化、投機の激化をとおしての大企業のリストラ、中小企業や中小金融機関の倒産により労働者には失業の増大、賃金、労働条件の切り下げなどをもたらしている。金融の自由化によるバブルの発生、投機的取引の拡大は、アメリカの貯蓄貸付組合(L&S)の大量倒産(91年までの10年間で650もの)を生み出し、政府は預金者救済のために800億ドルもの税金を支出し、規制の再強化が問題となったのである。さらに最近の事例では、金融派生商品(デリバティブ)取引の失敗によって、女王陛下の銀行ともいわれたイギリスのベアリングズ社の倒産をもたらしている。すでに日本においてもこのデリバティブは企業の財務に不可欠な存在になっており、日本経済新聞社による94年7月の東京証券取引所上場企業のアンケート調査では、84%の企業

政財界の21世紀戦略と経済民主主義――

がこれを利用しているといわれる。規制の強化が必要となっているゆえんである。

3. 「規制緩和推進 5 カ年計画」

こうしたなかで94年に入ると、2月に政府の行政改革推進本部は、「行革大綱」(「今後における行政改革の推進方策について」)を決定、682項目の規制緩和を打ち出した。その後7月の「規制緩和大綱」(「今後における規制緩和の推進について」)においては、規制緩和事項を住宅・土地関係、情報・通信関係、輸入促進・市場アクセス改善・流通等関係および金融・証券・保険関係に絞った279項目の規制緩和措置を決定した。この間、経団連など財界団体は次々と新たな規制緩和事項を要求、アメリカやEUからも対日規制緩和要求が強められてきた。

経団連は94年11月、傘下の業界団体からの「各分野における規制緩和に関する具体的要望」をとりまとめて政府に提出、日経連も「労働分野の要望項目」を提出した。また同年10月にEUから「規制緩和要求」(EU Deregulation Requests)が、11月にはアメリカ政府から「日本における規制緩和と行政改革」に関する意見書(Submission by The Government of The United States to The Government of Japan regarding Deregulation and Administrative Reform in Japan)が提出された。

一方、政府は94年12月、総務庁行政管理局において既往の規制緩和方策のフォローアップ結果を「事項別措置概要一覧」として取りまとめるとともに、95年1月には「各省庁の所管行政に係わる規制の見直し状況(中間取りまとめ)」を作成した。その後、各省庁は3月10日にその「中間報告」を公表するという経過をへて3月31日、1091項目の「規制緩和推進 5 カ年計画」(95~99年)が閣議決定、発表されたのである。その特徴

は、戦後独占禁止法で禁止されてきた持株会社の議論・検討を開始するというかたちでの「持株会社の解禁」を目玉とするほか、労働法制の規制緩和など、大企業やアメリカからの要求にこえたるものとなっている。そして各項目については計画期間中のいつ実施するかを明記するとともに、計画については毎年末までに見直し、改定することが決められている。内外価格差の要因として問題となっていた電気通信事業の参入規制や農産物の価格支持制度の廃止、大規模小売店舗法の段階的廃止は見送られたが、大店法については99年度に見直すと明記、財界やアメリカの要求に配慮したものとなっている。

だが、1091項目のうち367項目は、すでに実施を表明していた対策の時期を決めたり内容を具体化したもので、今回新たに緩和を決めたのは724項目しかなく、アメリカや財界から要望されながら実施困難として盛り込まなかったのが約600項目もある。したがって、5カ年計画終了時においても、1万件を超える現在の規制のうちのごく一部のみが緩和の対象となるにすぎないことは明らかである。このことからも平岩リポートの「原則自由・例外規制」という主張はなんら経済理論的に根拠があるものではなく、大企業のための政治的イデオロギーにほかならないということが明らかとなるのであるが、平岩リポートのスローガンを錦の御旗とする一部のウルトラ規制緩和論者からは不徹底との批判がなされ、再見直しが要求される理由ともなっている。マスコミで伝えられる「官僚の抵抗」といわれるなかには、省庁の権限や特定業界の既得権益の擁護を図るものもあるが、それだけでなく残された規制には労働者、国民側からの公的規制の維持強化への要求が一定程度反映されており、規制緩和論の矛盾をみることができるのである。

4. 規制緩和は必要不可避か

94年度の経済白書は経済理論からの規制の根拠として、次のものをあげている。①規模の経済(または範囲の経済)や資源の希少性にともなう自然独占の存在である。それによって独占の発生、独占価格の設定、経済的な非効率性の発生を防ぐために規制が必要になるというのである。電気・ガス・水道、電気通信、鉄道がその例にあげられる。②情報の非対称性の存在である。需要者(消費者等)が供給者(企業等)と比較して、需要決定のための情報(価格、品質、安全性等)が十分でないと、供給者が自己に有利な行動をとり、効率的な資源の配分が達成されにくいというのである。銀行、証券、保険がその例で、投資家保護を図るためのディスクロージャーやインサイダー取引・不公正取引の規制が必要になる。③外部性の存在である。市場取引を通じない形で他の経済主体にマイナスの影響を与える場合(負の外部性)で、環境汚染、騒音などがその例としてあげられる。そこから公害規制や土地利用規制が必要になる。

他方、規制緩和の必要性としては、次のものがあげられている。①規制の根拠は不变ではなく、経済環境の変化によって変わりうる。技術革新や経済的発展段階がそれである。②規制の経済的コストである。必要以上の参入規制、価格規制によるレント・シーキングが適正な競争を阻害し、消費者負担を高める。③規制には環境変化に自律的、柔軟に対応できるメカニズムが内在していないところから生まれる規制の既得権益化である。

結論として次のようにいわれる。「規制の問題は個々のケースによって大きく異なっているため、一般論で議論を進めるには限界がある。」、「その効果についてはあまりにも過大な期待を

抱くことのないようにすることもまた必要である。」つまり、基本的には政府の政策の枠内から出ることができない経済白書でも、規制と規制緩和の両方の根拠をあげて、このようにいわざるをえないるのである。このことからも、自由競争か規制かを決定する一義的な理論は存在しないことがわかるのである。平岩リポートは、規制を「経済的規制」と「社会的規制」とに分け、経済的規制については「原則自由・例外規制」ということを宣言し、「社会的規制」についても「経済的規制」の機能をもつとして、必要最小限に縮小するとしているが、この平岩リポートの「原則自由・例外規制」という結論がいかに乱暴なものであるかがわかる。規制の問題は個々の具体的なケースによって大きく異なってくるのであり、個別具体的に判断しなくてはならないのである。

公的規制を平岩リポートのように分けて、「経済的規制」を原則廃止とする議論の立て方は根本的に間違っている。「経済的規制」は市場への参入規制、設備規制、価格規制にみられるよう、企業の自由な活動に一定の規制を設けるものであるが、弱肉強食の資本主義的な自由競争に対して経済的な弱者である中小企業の営業と生存権を守るという意味で、同時に「社会的規制」でもあり、「社会的規制」の大本は「経済的規制」にあることができるからである。本間重紀氏(経済法)も、大店法における小売商店と街づくり、あるいは農業問題における農民と食料問題というように公共性を随伴する場合には、反競争的規制も許されうるとしている(「規制緩和の基本的な考え方」『ジュリスト』94年5月1-15日号、35ページ)。ましてや、「経済的規制」の機能をもつからとして国民の生命、安全にかかる狭義の「社会的規制」をも縮小しようとするとの間違っているのはいうまでもないであろう。「社会的規制」は自己責任でということ

政財界の21世紀戦略と経済民主主義

は、戦後国民の闘いによって築き上げられてきた社会福祉の成果を全面的に否定することにもつながるのである。

また、金融の自由化と規制緩和は大口預金金利を有利にするという差別的な取り扱いを生み、バブルの投機を促し、安全、東京協和の2信用組合の乱脈経営と政財官の癒着を初めとするさまざまな不祥事を生み出している。金融機関の不良債権の完全なディスクロージャーと公的規制の強化が求められているのである。

したがって、市場競争か規制かの選択が問題なのではない。現代の生産力の発展水準を前提にすると、市場競争も規制とともに必要なものである。すでにみたように現実には「市場の失敗」と「政府の失敗」の両方が存在しているのであるから、市場原理と規制の結合が必要となざるをえない。経済民主主義は両者の民主的な再編成を前提とするものといえる。市場原理のままにまかせると、競争と効率の論理が優先し、弱肉強食が繰り広げられ、中小企業、労働者、消費者、高齢者、女性、障害者などの経済的弱者の保護に欠ける結果となる。憲法的秩序の上からも生存権保障義務(第25条)、労働条件の基準(27条)、財産権と公共の福祉(29条)から、自由で公正な市場経済形成のためには公的規制が必要といえるのである。

いま、市民社会の社会的合意という点から一つのアンケート調査をみてみると、次のような興味ある結果が出ている。それは「どのような21世紀の社会を望むか」ということを大学生に聞いたものであるが、「これからはむしろ経済成長や消費のいきすぎから転換すべきだ」というのが80.2%であるのに対して、「これからもずっと経済成長や消費の拡大をすすめるべき必要がある」というのは19.0%にとどまっている。また、「効率性を少し犠牲にしても、自由競争のい

きすぎをそろそろ見直すべきだ」というのが70.5%であるのに対して、「自由競争をもっと徹底して効率性をさらに追求すべきだ」というのは14.5%にとどまっている(河野直践『協同組合の時代』33ページ)。

5. 日本経済の再活性化と21世紀の産業構造

それではこうした常識的な立場と見解に対立して、規制緩和をしゃにむに推進しようとしている政府財界は21世紀に向けてどのようなビジョンなり展望をもっているのであろうか。94年6月に通産省の産業構造審議会は『21世紀の産業構造』(総合部会基本問題小委員会)という報告書を発表し、21世紀の成長分野での規制緩和と競争政策の強化を提言している。それによると今後成長が見込まれる12の分野での規制が緩和されるならば、そこでの現在の市場規模129兆円が2010年には348兆円に拡大し、849万人の雇用が1368万人に拡大するうたわれている。鉄鋼、造船、化学を初め、自動車、電機という戦後日本経済の高成長をリードしてきた重化学工業はすでに成熟段階にあり、途上国に移転しつつある。したがって、21世紀のリーディング産業にはなりえず、イノベーションによって新規産業を興さないことには日本の将来はないというのがその展望である。そしてその中心に据えられているのが情報・通信の分野である。これから社会で情報・通信の重要性が増していくことは確かであるが、現在もてはやされているマルチメディアなるものは国民生活からかけ離れたところでの、大企業のビジネスのための、これまで以上の効率化をめざすものでしかないといえる。すでにアメリカ、EUの間で激烈な競争と再編成が進められている情報・通信の分野に突出していくことは、産業構造の新

労働総研ウォータリーNo.19 (95年夏季号)

たなゆがみを作り出していくことになりかねないであろう。規制緩和による競争の激化によって、たとえば長距離電話料金が半額になり、価格低下のメリットが生まれるとしても、大口ユーザーと一般市民とでは、その享受においては明らかに配分上の格差があるのである。

明治以来の、そして戦後の経済発展には大企業への保護・規制が必要であったが、いまや成熟段階に達した日本経済にあっては、大企業の自由な活動のためには規制が邪魔になっているとして、その緩和が必要と主張されているのであるが、それによって中小零細企業や労働者などの間に「痛み」を感じる部分が出てもやむをえないというのがその立場である。GNPなどの経済指標でみるとかぎり、日本は「経済大国」になったといえても、労働者や国民生活の面では依然として「生活小国」にとどまっているのが現実である。過労死を生むような長時間過密労働もなくなっていない。また、阪神大震災では日本の繁栄は効率一辺倒の、みかけだけのもろいものでしかないことが明らかになった。国民の生命や生活を守るために社会資本を充実させるとともに、公共工事や建築についての安全や環境に関する基準をより厳しくしていくことが求められているのである。アメリカでは「連邦政府の規制権は少ないとしても、州や地方自治体を含めいろいろな行為に対する規制の総体は、決して日本より少ないと私は思えませんし、建築の規制、土地利用の規制等はすべて地方自治体が行っていて日本よりはるかに厳しい部分もあります」(成田頼明発言『ジュリスト』[特集] 規制緩和の課題と論点』94年5月1-15日号、9ページ)といわれている。

また日経連も1995年の春闘を前にして発表した労働問題研究委員会報告『日本経済の再活性化と経営者、労使の課題』のなかで、異常な円

高、成長の鈍化、大幅経常黒字、内外価格差、産業の空洞化など日本経済が直面する多くの問題は、保護・規制によって低生産性部門の生産性向上が妨げられていることが主因になっているとして、農業や流通、サービスなどの生産性を自動車や電機のような製造業並に引き上げるために、GNPを現在の6千万人ではなく、4千万人の労働力で生産し、排出される2千万人の雇用を新規産業で吸収することが必要になるとして、そのためには規制緩和を行わなくてはならないと主張している。他方、賃金の実質価値の維持・向上は賃上げによってではなく、内外価格差の解消で行うというのである。

こうして通産省と日経連はともに日本経済の明日のためには規制緩和による産業構造の改革が必要で、そのためには旧来の産業からの大量の失業の発生が避けられないという見通しをもち、新たな産業にそれをはめ込むために労働市場の自由化、流動化を進めようとしている。具体的には、労働条件規制(産業別最低賃金制の廃止、労働時間、労働契約)、労働者派遣規制、職業紹介制度規制、女子保護規定の撤廃などが問題となっている。だが、その結果は規制緩和の先進国であるアメリカやヨーロッパ諸国の経験が示しているように、雇用破壊から賃金、労働条件の破壊という労働者階級に対する全面的な攻撃とならざるをえない。『内外価格差の解消』も消費者の大多数は雇用破壊、賃金破壊、下請け工賃破壊、商店街破壊の対象となる労働者、中小企業者である。競争の激化、リスクにより仕事がなくなり、賃金が切り下げられ、営業が破壊されることはその意味をなさないことになる。したがって、産業構造については、国民生活優先の立場から規制と誘導によって釣り合いのとれたものへと組み替えていくことが必要となるのである。

政財界の21世紀戦略と経済民主主義

6. 必要なのは規制の民主的改革

こうして今日規制緩和は、政治改革、行政改革と並ぶ経済改革の重要な柱として政財界の21世紀戦略の中心に据えられているのであるが、今日の大きな特徴はそれが一国内における規制緩和にとどまらず、GATT(関税と貿易に関する一般協定)のウルグアイ・ラウンドにおける多国間交渉から世界貿易の全面的な自由化をめざす95年1月のWTO(世界貿易機関)となって国際的な規模での規制緩和として展開されているところにある。これは独占資本の資本力があまりにも巨大化したために一国経済の枠内だけではもはやその活動を処理しきれなくなつたことを意味しているものといえよう。その結果としての競争の激化は大企業のリストラ、中小企業の倒産整理を促進するばかりでなく、「小さな政府」、「小さな自治体」づくりによる公共サービスの切り捨て、公的責任の放棄にまでいたるのである。

いまやアメリカと日本の大企業の21世紀戦略に対置るべき労働者、国民の側からの経済民主主義の対抗戦略が求められてくるのである。そのためにはまず第一に、政官財の癒着と官僚的規制を温存したままで、大企業のやりたい放題の横暴を許す規制緩和に反対し、独占禁止法を強化し、大企業、多国籍企業への民主的規制を強化することが必要になる。日本経済のゆがんだ構造と独占資本の過剰蓄積を民主的規制によって国民本位の釣り合いのとれた発展の方向に転換することが必要となるのである。たとえば、いま問題の円高についてみると、規制があったからではなく、規制が弱かったから生まれたということができるのである。輸出額の5割以上を上位30社の大企業が占めるという構造を放っておいては、いくら国際的ハーモナイゼイ

ションによって輸入の増大を図っても、貿易黒字問題は解決するはずがないのである。

規制緩和による競争の激化は、大企業によるリストラの強力な推進の契機になり、生き残る大企業の支配力の強化が図られこそそれ、それは決して大企業体制の解体を意味するものではないのである。とどまるところを知らない円高の下、「産業の空洞化」と「金融の空洞化」の進行が大きな問題となっているが、その解決には規制緩和による大企業の支配の強化ではなく、日本経済の枠組みとなっている対米従属から脱却し、国民生活中心の産業構造に転換し、ナル・ミニマムを保障する方向に進むならば、円高→不況→リストラ→円高という「悪循環」も断ち切ることができるのである。

そして第二には、規制の民主的改革によって国民のための規制緩和を実現することである。官僚的な規制の廃止のためには、①法律の拡大・縮小解釈を含めた恣意的な運用の排除、②官僚のための手続といえる不必要的手続規定の除去—簡素化、③法律にとまどかない行政指導の廃止による行政指導の性格の明確化が必要になる。具体的には、中小企業や生協の営業に対する許認可や融資条件の規制緩和が必要になる。また、特別養護老人ホームの設置基準の引き下げなど国民のための規制緩和が必要になろう。それは大企業と中小企業をごちゃまぜにした規制緩和ではなく、大企業への規制強化と国民のためになる規制緩和によって経済民主主義の実現を図るものとなるのである。こうした意味で、アメリカのタクシー業界の規制緩和の失敗を調査した自交総連の報告書が述べているように、「よい規制がベストなのである」(『自交労働者月報』1992年8月)。

(監事・法政大学教授)

特集／阪神大震災から何を学ぶか

阪神・淡路大震災と日本の政治経済

菊本 義治

はじめに

戦争が終わって50年、この間、日本はひたすら高度経済成長を突っ走ってきた。「追いつき追い越せ」を合い言葉に猛烈に働き続けた。働き過ぎによる過労死は世界的に有名になった。そして、瓦礫の中から不死鳥のように蘇って世界で有数の経済国になったのである。しかし、1月17日の数十秒の地震で再び瓦礫の世界をみるとことになった。この50年間、何をやってきたのか。下天の夢でしかなかったのであろうか。

阪神・淡路大震災は日本の一地域で起こったことでしかないが、それが警告することは単に一地域だけに特有のことではない。全国に通じることを含んでいるように思える。戦後50年の日本の政治経済を反省し、安全で豊かな日本をどのようにつくるかを考えるよい機会である。

1. 被害のあまりの大きさ

震災で5,500人以上が犠牲になった。負傷者は3万5,000人をこえた。避難所生活者はピーク時で35万人をこえ、4月24日現在でも4万人以上の人びとが、プライバシーが殆どなく、食事も貧しく、衛生管理もゆきとどいていない避難所生活を送っているのである。そして、震災後関連死亡者（2次災害）については、神戸協同病院の上田耕蔵氏や神戸大学の小林博氏の研究によると1,000～1,500人とされている。

犠牲者の性別・年齢別内訳は表1のとおりである。高齢者や女性の死亡率（当該死者／当該人口）が高い。地域別にみると、神戸市の東灘区、灘区や長田区、西宮市など既成市街地での被害が大きかった。とりわけ震災は経済的弱者に厳しく、たとえば、生活保護受給者の死亡率は表2のようであり、神戸市民の死亡率のはぼ5倍であった。

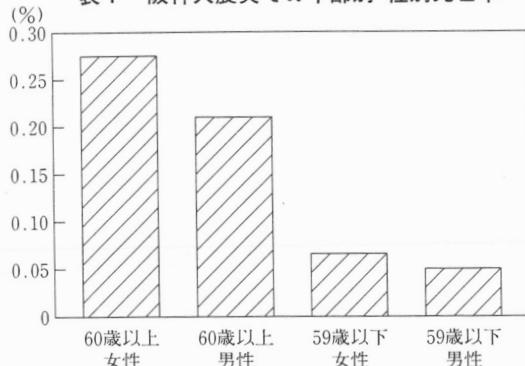
倒壊家屋は約20万棟・40数万世帯、消失家屋は約7,500棟・1万世帯であった。被害を受けた医療機関は総数2,931のうち診療不能205、全半壊435であった。店舗の被害も大きく、商店街の三分の一、市場の半数が甚大な被害を受けた。学校や保育所、障害者の作業所などの被害も大きかった。

阪神高速道路は600㍍にわたって倒壊し、橋脚の破損も甚大であった。できて間のない湾岸道路も破損した。鉄道は寸断され、神戸港のコンテナ・バースや岸壁は使用不能となった。ケミカルシューズは約8割が全半焼した。清酒造の約半数が全半壊した。電話、ガス、水道、通信などのライフラインもヅタヅタになり、トイレや風呂などの日常生活に支障をもたらした。情報の不足と混乱が市民生活を翻弄した。

家屋が倒壊破損した人々の苦労は並々ではない。「せっかくローンで手に入れた家を地震で失

特集・阪神大震災から何を学ぶか

表1 阪神大震災での年齢別・性別死亡率



友野哲彦「『大震災』の被害」(日本科学者会議兵庫支部・兵庫県労働運動総合研究所編『みんなできりひらこう震災復興』所収、1995年)

った。もう一度ローンを組むだけの気力も資力もない」という中高年の人が多い。借家が倒壊した人は「罹災都市借地借家臨時処理法」によって、法律的には借地人になることはできるが、家を建てるだけの資力がない。家主にも資力がないのである。

店舗や工場を失った人々は生活と経営に苦しんでいる。3月末の兵庫県の失業者は56,000人、新たに離職票を受けた人が18,000人、企業休業のために雇用調整金を受けとっている人が50,000人である。今後、いっそう失業者が増えていくものと予想されている。

2. なぜ被害は大きくなつたのか

(1) 慢性的な防災対策

災害が起きたとき、その被害がどれだけ大きくなるかは、安全・防災対策がどれだけおこなわれていたかに依存する。政府や地方自治体は安全・防災の責任があるにもかかわらず、十分な防災対策をおこなってこなかった。この例を二、三あげてみよう。

①政府は行財政改革を名目にして防災関係の予算を押さえてきた。たとえば、消防に必要な最小限度の施設及び人員は、消防ポンプ自動車の場合、25,861台であるが、現有数は22,930台で

表2 神戸市の生活保護者の被災状況 ()内は%

	保護所帯	全壊	半壊	受給者数	死者数	神戸市死亡率
全体	14951	3619(24.2)	2652	22411	278(1.24)	0.25
東灘	750	361(48.1)	50	1158	45(3.89)	0.68
灘	1159	529(44.1)	165	1704	48(2.82)	0.68
中央	2543	622(24.5)	453	3295	33(1.00)	0.20
兵庫	2997	834(27.8)	572	3844	45(1.17)	0.35
長田	3651	924(25.3)	1079	5692	79(1.39)	0.58
須磨	1165	323(27.7)	169	2027	28(1.38)	0.18
垂水	1023	24 (2.3)	121	1897	0	
北	1097	2	40	1834	0	
西	526	0	3	960	0	

注: 東神戸病院の大西和雄医師の資料による

しかない。消防職員は200,190人の基準数に対して141,403人であった(1993年4月1日現在)。防火水槽も不足していた。消防車がないために、水がないために多くの尊い命が奪われたのである。瓦礫の中に埋もれている肉親、迫る火の手、その中で「おまえらも危ない、早く逃げてくれ」と叫ぶ声、まさに人災である。

②測候所97のうち夜間無人化測候所が34である。震源地の淡路にある洲本測候所も夜間無人化であり、初期の情報伝達に遅れをとったのである。

③神戸市が「地域防災計画地震対策編」を策定する際に、地震工学や都市防災の専門家が直下型震度6の地震がありうることを指摘し、いつたん震度6を想定した防災計画をたてたが、「対策に金がかかりすぎる」という理由から震度5にレベルダウンしたのである。

(2) 利潤追求のツケ

なぜ安全・防災対策が不十分であったのかは、日本の政治経済体制の根幹と深くかかわっている。戦後50年の日本経済は利潤追求を目的としており、その手法として三つの特徴がある。

①高度経済成長の実現によって高利潤を獲得してきた(1974年まで)。政府や行政は、高度成長のためのインフラ整備に巨額の資金を投入してきた。神戸市の場合、山を削り海を埋めたてて

労働総研ウォータリーNo.19（95年夏季号）

神戸開発方式によって大企業に奉仕してきた。
②高度経済成長が破綻すると、政府は財政を用いて大企業の利潤追求活動を支援した（1980年代初頭まで）。財政赤字による財政破綻が明白になると、政府や大企業にとって「不要不急な」福祉や防災がバッサリと削られ、定員削減などの行財政改革が行なわれた。
③国内需要が停滞すると、輸出に活路を見いだそうとした（現在）。そして、貿易摩擦の激化と円高が生じると、日本は利潤追求の場を外国とくに東南アジアに求め、企業の多国籍化とリストラ合理化を進めたのである。その結果は、日本経済の空洞化であり、大量失業である。そして、日本企業の外国での「安全性」を守るために憲法を改悪し、自衛隊の外国派遣と外国での交戦権を合法化しようとしているのである。

成長・開発、福祉削減・行財政改革、国際化・リストラ合理化という三つのキーワード群から次のことがいえる。

①国土の乱開発が自然環境を破壊した。環境の破壊、緑や自然の少なさは災害に対して極めてもろい都市をつくりあげた。人間が自然を克服できるという思い上がった考えが環境を破壊し、災害に無防備な都市をつくりあげたのである。また、公的資金が優先的に開発のために使われ、安全・防災対策がおざなりにされた。

②行財政改革によって安全・防災対策費は低くおさえられた。一般会計予算は1980年を100として1994年は172であるが、防災対策予算は127でしかなかった。軍事費は210であった。その結果、旧市街地の安全対策や生活環境整備が遅れ、人口密集・老朽家屋がそのままに放置され、それが震災を大きくした一つの原因になった。

③大企業は多国籍化を進めている。国内の生産と生活の基盤づくりよりも外国での生産・流通の基盤づくりに邁進している。それが日本経済

や地域経済の空洞化を生み災害に弱い都市をつくりあげる一因となったのである。

3. どのように復興するか

（1）大企業追従の政府復興計画

地震が大災害をもたらしたのは、①安全・防災の軽視、②環境破壊、③福祉切り捨てからであったという点から考えて、復興の中身は安全・防災、環境、福祉のまちをつくることである。

震災後、政府も防災の重要性を否定していない。しかし、その中身が問題である。震度7にも耐えうる頑強な建築物をつくればよいものではない。鉄とコンクリートで固めた要塞は、巨額の資金を要し非経済的であるだけではなく、そのような要塞都市で人間味ある生活ができるかどうか極めて疑わしい。また、自然の力は私たちが予想する以上に巨大であって、自然に打ち勝つことはできない。どのような事態にも耐えうる構造物はないのである。防災は自然を押さえこむということではない。地震などの災害が起きたときに被害を最小限にすること、被害から速やかに回復できることが大切である。

政府や地方自治体の復興計画は、防災と称して幹線道路や街路、巨大な公園をつくることである。しかし、巨大主義や一点集中主義は災害を大きくすることはあっても、災害の際にあまり役立たない。巨大な公園を少しつくるよりも、小さくとも多くの公園をつくるほうがよい。また、道路は災害の際の交通規制ができない限り有効ではない。混乱をもたらすのである。

政府は被災者の生活再建に対して冷たいが、道路・港・空港などの交通手段関連のインフラ整備には熱心である。しかし、現在でも過剰なコンテナバースがこれ以上必要であろうか。公害の元凶とされ景観を破壊している阪神高速道路、しかも陥没倒壊した道路を巨額の資金を投

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

じて再建する必要があるだろうか。災害時の輸送手段としての神戸空港なるものが必要であろうか。埋め立て地につくる海上空港は震災の際に交通アクセスが閉ざされる危険性が高い。震災によって交通アクセスが破壊されたポートアイランドや六甲アイランドを教訓にすべきだ。

政府や地方自治体は、大企業を誘致するため経済特区あるいは経済自由区をつくる必要があると言う。つまり、税金を減免し、安全基準や環境基準などの規制を緩和しようとしているのだ。これまでの各地域での企業誘致政策の殆どが失敗したように、環境破壊、災害無防備、地方財政の破綻をもたらすことになる。震災を理由にして他地域へ移転しようとするような大企業に対して保護する必要があるだろうか。

結局、政府の復興計画は防災を名にした従来の開発政策の踏襲でしかない。それは、巨額な公的資金を使って、大企業のために生産基盤づくりをおこなおうとするものであり、公的需要をつくることによって大企業に儲けさせようとしているのである。

(2)住民主体の復興

震災復興の原動力は住民である。住民主体の復興をおこなうためには、まず第1に住民が活力を取り戻すことである。住み慣れた場所に仮設住宅をつくるだけではなく、早急に公営住宅の建設にとりくまねばならない。住居の確保こそは生活と活動の原点なのである。また、個人家屋や店舗、病・医院、校舎などの再建への資金供与（給付ならびに無・低利子資金の貸付）が必要である。住民は苦しい中から立ち上がり努力をしているが、被害が余りにも大きいために、負担は個人の努力を遙かにこえているのである。経済的弱者ほど震災復興から立ち遅れてしまうのである。

第2に、住民参加の下にまちづくりのプラン

をたてなければならない。まちは生活の拠点であるから、生活者である住民が主人公である。また、復興のためには5年も10年もかかる。したがって、その地域に根ざした活動をおこなう人たち、その地域を愛する人たちによって担われるべきである。震災特需だけを当てにして震災地域で利潤を稼ぎ、それを他地域で使い、地元からの雇用を殆どしないような企業は復興の扱い手ではない。

住民主体の復興計画の策定とはどのようなことであろうか。すべての計画や情報が公開されており、住民の意見陳述の場が保障され、住民の総意で意志決定されることが住民主体の計画である。住民全員が一致することは極めて少ないかもしれないが、繰り返し繰り返し討議することによって、住民間で意見調整を行い、住民を犠牲にしないプランをつくる必要がある。行政が基本的なプランをたて、どの審議会を見ても同じ顔ぶれといった審議委員に賛成させ「原案」をつくり、「オール与党」の賛成によって決める方式は反住民的である。

第3に、計画の実行も住民が主体にならなければなるまい。大企業任せでは駄目である。阪神大震災のような大災害からの復興には大手ゼネコンなど大企業の力を借りる以外にないが、あくまでも復興の主体は住民であり、大企業はその補佐役というシステムが大事である。そのためには、官公需の発注はできる限り地元業者に優先すること、大企業は原材料などの一定割合（たとえば50%）を地元から購入すること、雇用数の一定割合を地元雇用することである。復興のプランと熱意を持つ民間組織（生協やその他非営利組織）に復興事業を委託することも一考である。復興のためのニーズや仕事はいっぱいあるが、震災によって大量の失業がうまれるというミスマッチを解消することが大切であ

労働総研ワオータリーNo.19 (95年夏季号)

る。阪神地域には若年労働者だけではなく、中高年、管理職、事務職、営業マン、技術者、芸術に堪能な人など多士多彩な人達がいる。この人達が震災を復興していくのである。

(3) 公的補償の必要性

復興計画を実行するためには、政府などの公的資金の投入が絶対不可欠である。社会資本の整備だけではなく、個人財産への公的補償が不可欠である。政府がどれだけ震災復興に熱心であるか、どれだけ資金を投入するかによって復興の内容とスピードは決まる。

政府は大企業向けにはドンドン資金を使うが、被災した個人財産への公的補償に関しては頑固に拒んでいる。「個人の財産は個人が守るべきであって、公的補償はできない」といっている。また、「可哀想なのはわかるが、私有財産を公的に補償することは資本主義のルールからいって無理である。私有財産を公的補償させることは、大企業や政府に利権を持つ人たちの常套手段であり、被災者への公的補償を認めることは大企業などの利権行動を擁護することになる」と考えている人々もかなりいる。これが復興を遅らせている最大の原因である。地方自治体も困っているのである。

二つの公的補償があり、一つは利潤追求の私有財産に対する補償、利潤追求の失敗や放漫経営のツケを公的に補償することである。公的資金を個人の奢侈生活や蓄財のために使うなどもこの一種である。もう一つの公的補償は生活権の保障である。被災者への公的補償は、東京都の2信用組合への資金助成問題などとは性質が異なっている。被災者への公的補償は利潤追求の失敗に対する補償ではない。生活権の保障なのであり、被災者が復旧・復興の活動を行うための基礎条件の保障なのである。国家権力に群がり巨額の利益をえている癒着や腐敗とは根本

的に異なっているのである。

しかも被災者は政府や地方自治体が安全・防災対策を怠ったことの犠牲者である。これまで開発行政が優先されて、行財政改革が強行され、安全・防災、環境保全、福祉の充実がおろそかにされてきたのである。それが大災害につながったのである。この行政の責任を思えば、被災者の生活権を保障し、被災者が困難な中から復旧・復興に立ち上がりていく資金を助成しても決しておかしくない。

政府や地方自治体は、放漫経営・政治家との癒着による大赤字には気前良く援助しようとしている。公害道路の阪神高速道路や緊急に必要でない神戸空港に巨額のカネを使おうとしている。区画整理や都市再開発をおこない、住民から土地をとりあげ、大きな公園や街路を建設しようとしている。他方、生活再建のための公的補償を求める被災者に対しては実に冷たい。個人責任論や自助自立論をもちだし、かたくなに拒んでいるのである。

また、政府は財源がないからムリだといっているが、財源は十分にある。GNPの1%ほどでまかなえるのである。軍事費やその他不要不急の支出を削ればよいのである。10年間で630兆円の公共支出の使い方を変えればよいのである。生活再建こそが復旧・復興への道であることの認識が重要である。

「経済大国」の日本、気前よく外国とくにアメリカのためには資金を供与する日本において、震災復興ができないわけがない。日本の経済力を利潤追求・多国籍化・国際貢献のために使うのではなく、国民が安全で豊かな生活ができるように使う必要がある。これは震災地だけの課題ではなく日本国民の要求にも合致することである。

(神戸商科大学教授・兵庫労働総研理事長)

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

復興まちづくりはいかにあるべきか

塩崎 賢明

1. はじめに

戦後最大の災害となった阪神大震災からまもなく4ヵ月になろうとしている。緊急避難的な課題から、次第に長期的恒久的復興の課題が重要になってきている。しかし、実際には、まだ、4万人以上の公的避難所生活者が存在し、明日の見通しの立たない人々が大量にいる。この時点では重要なことは、緊急避難的課題を速やかに解消しつつ、長期的課題を進めることである。その中心的な問題は、「労働総研ニュース」¹⁾でも指摘したように、被災者の生活の安定を速やかに確保し、まちづくりへの参加を保障することである。しかし、残念ながら、その後の経過は必ずしもそのように進んではいない。今日、復興まちづくりにかかる論点として、以下の3点が重要であると考える。すなわち、第1に緊急避難的課題の解決と復興の課題の連結、第2に、復興まちづくりのハード（フィジカル）な目標像、第3に参加の問題である。以下、これらについて筆者の考えを述べたい。

2. 避難所問題

緊急避難の生活形態として避難所生活がある。神戸市では最大時23万人の人々が避難所にいた。行政当局は、7月にはすべての避難所を解消するめどを立てると発表しているが、現在な

お4万人弱の人々が公的避難所で生活している（5月8日現在）。公的避難所以外の私的避難所・テント村等の人口は定かでない。

復興の最重要課題はいうまでもなく住宅である。被災者の意見を復興計画に反映することを考えた場合、少なからぬ人々が、まだ避難状態にあることに直面する。このことは、実際に苦しい生活から人々を救出するという点で重要であり、同時に今後の復興計画を考える上でも大きな問題である。人は、食うや食わずの状態で未来のことをまともに考えることはできないからである。現時点では、復興計画を真正面から検討していくには、3ヵ月たっても、少なからぬ人々が非人間的な避難状態にあることを問題にしないわけにいかない。復興計画という中長期的課題は緊急避難的課題と密接不可分に結びついており、後者の失策は前者の方向性を誤らせる危険性を内包している。

（1）避難生活の解消

避難所を早く解消すべき理由は、①災害救助法では1週間の施設とされており、法律の趣旨からすればとくの昔に解消されていて当然である。②また、実際上、きわめて劣悪な生活条件であり、避難者の健康をまもるためにも、人道的見地からも、一刻も早く解消すべきである。③小中学校などの、避難所が置かれている施設の正常な運営のためにも、解消することがもと

労働総研クオータリーNo19 (95年夏季号)

められる。

神戸市には4月25日現在384箇所の避難所があり、40,133人が生活している。神戸市は7月末までに避難所の解消のめどをつけることを目標として掲げたが、避難所の解消にはその前提として、避難所生活者のための住宅が用意されねばならない。はたして、それが避難所生活者に的確にフィットするかどうかが問題となる。この点は後述する。

避難生活の解消問題としてとえられた場合、公的避難所以外に暮らす人々の問題が浮かび上がる。もともと公的避難所に入れずに、溢れ出てしまった人々や何らかの理由で公的避難所に入らなかつた人々が相当数存在する。そのボリュームは定かでないが、避難所に配達する給食数で見た場合、就寝者数の33%増しぐらいである(4月10日現在)。これは、避難所周辺にいるテント村その他で給食を求めてる人々の数であり、私的避難所の人数と必ずしも同一ではないが、これに近い人数の人々がいることは間違いない。かれらの生活状態もまた、困窮をきわめており、早急に解消されなければならない。

(2) 仮設住宅

兵庫県は仮設住宅を4万戸建設する予定で、そのうち、神戸市分は2万3千戸である。神戸市が3月10日におこなった全市の避難所調査(回収数20,613)では、住宅の被害が大きかつた16,807世帯(全体の84.5%)のうち86.9%の世帯が仮設住宅を希望している。神戸市の仮設住宅への第1次申し込み者は6万世帯であり、この戸数では明らかに足りない。神戸市はさらに8,500戸の増設を県に要望し、県は国に対して5,600戸(第1次分)の増設を要望している。しかし、仮設住宅の必要戸数は正確にはよくわからない。市外転出者やテント村など私的避難所生活者の仮設住宅希望数がつかめていないから

である。

仮設住宅の数量だけでなく、立地や設備、居住性などの質的な問題がある。3月18日現在で、仮設住宅に当選しながら辞退したものが神戸市など7市で510件あることが報じられたが(読売、3月18日)、3月末現在神戸市で少なくとも7,713戸の決定に対して住戸の鍵が渡されたのは5,142戸であった。これらは、大部分が元の居住地から遠く離れた仮設住宅に入居希望しないものとみられる。

3. 復興都市づくりのイメージ

復興問題に関して、「震災に強いまちづくり」が共通のスローガンとなっているが、中身は必ずしも一致しているわけではなく、2つの潮流がある。

第1は、地震に対してハードな力で対抗し、地震に打ち勝つという考え方である。具体的には、今回のような震度7の地震でも壊れない耐震構造や液状化に耐える地盤改良などによって堅固な都市づくりをめざす方向である。

これに対して第2の考え方は、自然に逆らわず、自然と共生しながら地震による破壊をなるべく小さく受け流し、速やかに避難して安全を確保するような都市づくりである。むろんこの考え方も、構造物としての安全性を軽視するわけではないが、それだけに依存しないという立場である。

両者の基本的な相違点は、自然に対して対抗的か柔軟か、という点にある。前者は、地震に対して構造物の強度で安全性を確保するという点に重点があるため、どんな反自然的な都市づくりも技術的に可能という考え方によると、超高層住宅や地下街、大規模交通施設の錯綜した都市形成を促す危険性がある。しかし、自然の力は人間の想像を越えてやってくるのであり、そ

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

うした都市づくりは結果として大規模な被害に結びつく。

4. 大都市開発の見直し

復興まちづくりを考える場合、今回の地震から教訓をくみとり、既存のまちづくりの方針(マスターplanなど)を点検し見直すことが必要である。

(1) 一点集中型都市構造の転換

震災で神戸の中心部である三宮は壊滅的打撃を受け、市役所の建物の一部が使用不能となった。神戸市はもともと、東西に細長い市街地を形成していたが、戦後、六甲山の裏側の開発と埋立を並行して進め、同時に市街地の中心部は兵庫、神戸、三宮と次第に東に移動してきた。そして、線的な都市構造から三宮を中心とする同心円的な一点集中型構造へと変化してきた。こうした構造は神戸に限らないことであるが、都心部においては夜間人口が少なく、郊外部では雇用が少ない。人々は郊外のベッドタウンから遠距離通勤によって、中心部に働きに出る。中心部には鉄道・道路等の交通機関が集中し、平時から混雑を招いている。

このような構造は、効率的ではあるが、中心部の打撃によって全体がマヒする危険性をもっている。地震に対してねばり強い都市を築くためには、むしろ、それぞれの地域が一定程度の自立機能をもち、大都市はその連合として形成されることが望ましい。それぞれの地域はできる限り職住近接を実現し、そのために雇用も備えた郊外の市街地形成が必要である。

今回の地震は発生時刻が、早朝であったため、ほとんどの家庭では家族が一緒にいたとおもわれる。これが、オフィスアワーであれば、家族は離ればなれになっており、交通・通信の寸断によって相互の安否確認もできず、大混乱を招

いたと想像される。この点からも、総合的な機能を備え、職住近接の自立的な地域の形成が望ましい。無論、各地域は自治をおこない、災害に対しても、地域で独立して機能できる防災体制を持つことが必要である。

(2) 都市開発

次に、都市開発における自然破壊を中止することが不可欠である。ポートアイランドや六甲アイランドで大きな人的被害が出ていないこと、建築物の倒壊等もなかったことをもって、埋立地は安全といった議論がでている。ポートアイランドでは、液状化が大規模に発生し、唯一の橋は通行不能となり、孤立化した。地震直後に島を脱出しようとする人々が橋に殺到し、パニック状態に近かったという。また、市民の反対を押し切って、人工島に移転した市民病院は被災者救済にほとんど機能できなかった。これらの人工島は現在でも新交通システムが復旧せず、半ば孤立状態にある。また、埋立地という軟弱地盤に立つ高層建築物が本当に損傷を受けていないかどうかは即断できないし、地震時の揺れの激しさは言語に絶するものであったという。運良く倒壊しなかったとしても、そこは人間の住む場所として適切な空間とはいえない。

震災復興に際して、西宮市などの埋立地に大規模な住宅団地を建設する計画が浮上しているが、住宅確保の重要性は当然としても、埋立地に高層住宅を建設することは避けるべきである。

(3) 市街地形成

市街地の形成については、地上地下の重層的な過密空間をなるべく避けるべきである。この点で重要なことは、今回の地震で地下街での被害が少なかったことを理由に地下空間の開発を促進する考え方が出てきていることである。

地下空間での死者は少なかったが、実際には地下鉄駅舎が破壊されるなどの被害も出ている。

労働総研ウォータリー№19（95年夏季号）

また、地下街が完全に稼働している時間帯で地震が発生していたならば、火災等の危険性は非常に高かったとみられ、大きな犠牲者を出していたであろう。

市街地の形成のあり方としては、そうした自然に逆らう形ではなく、むしろ、オープンスペースや緑をきめ細かく、大幅に拡大することが重要である。今回の震災でも、緑が延焼をくい止めた例は多数報告されているし、身近なオープンスペースが避難や、避難生活に大いに役立っていることは明白である。神戸市は一人当たり公園面積が政令指定都市の中では最も大きい（約14平米）が、これは山間部の広域的な公園が平均値を押し上げているのであって、今回震災を受けた古くからの市街地では、約5平米である。この点では全市に何ヵ所かの巨大な広域避難場所の計画だけでなく、身近なオープンスペースが重要である。

（4）国土構造・地域構造

神戸・阪神間の抱える問題は当該の自治体だけでは解決しない問題も多い。そのひとつは非常に狭い地域に、国土幹線がひしめいていることである。交通ネットワークはそれなりに必要であるが、だからといって個別地域の生活環境を破壊してよいというものではない。とりわけ、大規模幹線道路の集中は、この地域のまちづくりにとって大きな足枷となっており、この問題は都市の骨格を考える上で避けて通れない。今回、阪神高速道路は600メートルにわたって倒壊し、橋桁は93枚落下し、464本の橋脚が損傷を受けた。道路の事業者は早速に復旧工事にとりかかっているが、この問題は壊れたから復旧すればよいという単純な問題ではない。いわば、この地域の都市の骨格にかかる大きな問題である。

5. 復興まちづくりと住民参加

復興まちづくりに課せられた大きな責務として、住民参加がある。言うまでもなくわが国の都市計画では計画される地域の住民はその決定に際して直接参加することが許されていない。都市計画の決定は都市計画審議会の議を経て知事や市町村がおこなう。唯一、市民が関与できるのは、決定の前に2週間縦覧される案を見ることと、それに関して意見書を提出することだけである。知事は市民から直接選挙で選ばれているとはいっても、市民は何もかも白紙委任で託しているわけではない。ましてや、個々の住民の生活や財産に直結する問題について、意見が反映できない仕組みはいかにも後進的である。欧米諸国では、こうした都市計画に市民が参加できる制度がさまざまに行われている。近年になってわが国でも市民参加が必要との認識は高まりつつあり、先の都市計画審議会答申でも取り上げられたが、法改正にはつながらなかった。このような文脈の中で、震災復興のまちづくりを考えるとき、今回の震災復興を市民参加導入の端緒とすることが求められているといえよう。

現実にこれまで起こってきたことは、その逆の現象であり、相変わらず行政主導の強権的都市計画決定であった²⁾。しかし、兵庫県下13カ所で提案された都市計画案に対して、市民の反対運動はかつてなく盛り上がり、行政当局を驚かせた。その結果、県の都市計画審議会は、住民との話し合いを行うよう異例の付帯意見を付け、また神戸市長は、反対運動の強かった森南地区住民に、今後は住民と話し合う事を約束する念書を送った。計画決定は行われたものの、こうした成果は今後のまちづくりを進める上で大きな足がかりとなるものである。

しかし、実際に、話し合いが行われ、住民の

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

意見が反映されるためには、すくなくとも当面3つの条件が必要である。

第1に、希望する従前居住者が地域に戻って来られる条件をつくることである。住民の7～8割がいない地域では、話し合うためには、毎回電話や手紙で連絡を取らなければならない。多くの住民が、帰って住む場所がないのである。このことは先の緊急避難的課題とリンクしている。避難所解消のために闇雲に人々を遠く離れた地域に追いやってしまったのではまちづくりに住民参加をと言っても空虚である。人々は徐々にコンテナや簡易なプレハブなどの応急的住まいを共同でつくり始めている。行政は個人補償をしない原則や公平性等の点から、仮設住宅づくりに終始しているが、そこには大きなミスマッチが生じている。まちづくりを進め、本設の住宅建設をうまく進める上でも、民間共同による応急住宅建設を認め、支援することが必要である。

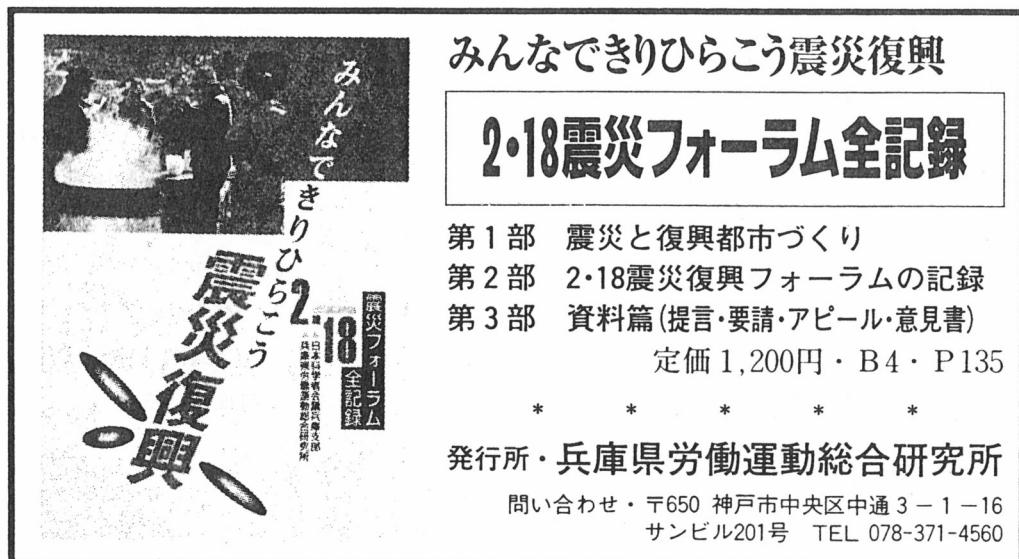
第2に、全地区に自由に使える集会所の設置が必要である。多くの地域で集会所は破壊され、または避難所などに転用されている。人々が集まり、学習し、個々の意見を出し合うためには、場所がいる。まちづくりが問題となっている全ての地区で、住民のための「復興まちづくりセンター」を、テントなりプレハブなりで、早急に用意すべきである。

第3に、専門家の支援体制が必要である。広大な被災地に対して、専門家の数量は圧倒的に不足している。全国的規模で専門家の支援ネットワークが必要であり、同時に、専門家が住民参加に正当に寄与するためには、住民が自由に選定する専門家に対して行政が財政的援助を行う仕組みが求められる。

(神戸大学工学部助教授)

注

- 1) 拙稿「阪神大震災と復興の視点」(『労働総研ニュース』No.59, 1995.2.1)
- 2) 拙稿「復興都市計画と民主主義」(『世界』1995年5月号)



みんなできりひらこう震災復興

2・18震災フォーラム全記録

第1部 震災と復興都市づくり
 第2部 2・18震災復興フォーラムの記録
 第3部 資料篇(提言・要請・アピール・意見書)

定価 1,200円・B4・P135

* * * * *

発行所・兵庫県労働運動総合研究所

問い合わせ・〒650 神戸市中央区中通3-1-16
 サンビル201号 TEL 078-371-4560

阪神大震災による失業・雇用の現状と課題

草島 和幸

はじめに

阪神大震災は多くの人命や住宅とともに港湾・鉄道・道路・学校をはじめとする各種公共施設、さらに工場・事務所・商店が大規模に破壊された。電気・電話・上下水道・ガスなどライフラインと鉄道の一部はほぼ復旧したが、被災者をはじめとする地域住民の生活と地域経済ばかりか、日本経済全体にも大きな影響を与えている。

大規模な復旧事業が始まっているが破壊された施設・設備・工場などが完全に復旧するには年単位の長期間が必要である。いまだに避難所生活を続けている多くの住民がいるもとで、被災地域や直接の被害を免れた人達を含めた労働者などの失業・雇用・就業をめぐる問題が深刻化している。

大都市部に突如として発生した大量の失業者の発生と、その家族を含む人達の生活危機への対応と雇用と就業機会の確保は当面する政治の緊急課題であり、政府や財界の責任が厳しく問われるところである。あわせて、労働組合をはじめとする大衆団体の要求と運動の強化、その積極的役割發揮が求められている。

2月初旬から数回の現地調査、労働組合や商工団体、研究者との話し合いをもとにしての実態と問題点、さらにはこれから課題について

検討する。

1. 深刻化する失業と雇用一数万人規模の無収入失業者が顕在化する—

震災発生から70日余りを過ぎた3月末現在、行政的に把握できる失業と雇用の動向をしめす指標である雇用保険・離職票の新たな提出と雇用調整助成金（以下、雇調金）の申請は落ち着いてきた。労働者の通勤圏から見て必ずしも全てとはいえないが被災地を所管する兵庫県下の職業安定所の1月下旬から3月末までの震災の被害によるとみられる失業給付受給者と震災後の求職申込み者は約1万3000人、雇調金受給者は4万9000人、合計6万2000人となっている。

しかし、失業・失業状態になった人はこれにとどまるものでない。それは、①通勤事情や既に移転して他府県の職安に離職票を出した労働者、②パートタイマーや零細企業で雇用保険の適用外と思い込み受給をあきらめた労働者、③新規学卒者で内定取消や内定にもならない就職浪人、さらには④自営業者とその家族労働者などが相当数にのぼるとみられる。

4月にはいり東西を結ぶ鉄道が回復したことなどで大手デパート・スーパーをはじめ営業が再開したので雇調金受給者、休業による失業給付受給者が減少するとおもわれる所以行政的に把握される6万2000人の失業状態は相当に減少

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

する。だが、先にみたとうりの潜在化している失業状態の人達も視野にいれるなら震災による失業・雇用対策の対象は10万人規模になるだろう。

当面、失業給付期間の一律60日延長で離職前賃金の60%程度の生活費が支給されているが間もなくその期限もきれる。その時期は6月と9月に集中するとされている。不況と異常円高にくわえての大震災の被害で阪神地域における安定した雇用と就業確保が困難なもとで、大量の無収入失業者が顕在化するのは必至である。

こうした事態は敗戦直後の一時期を除けば例をみない。しかも大都市に集中しているのであり被災地への深刻な経済的・社会的影响を与えることは明らかであり、家族をふくめた生活保障と安定した早期の雇用確保における効果的な対策の実施が強く求められるところである。

2. 政府の雇用対策の問題点―広域的な拡散では解決にならない―

震災直後といっても被災者が職安に殺到するのは2月にはいってからだった。事業主が大量の離職票を受取りに、一時的休業にともなう雇調金申請の手続きに、離職票をもらえない労働者が相談にと自分も家族も被災者である職安職員（全労働組合員）の連日の奮闘がつづいた。

政府が失業・雇用対策で最初におこなったのは、①先にふれた失業給付期間の一律60日延長と、②一時休業（失業ではない）でも失業給付を支給すること、③雇調金助成率の引上げ（大企業2分の1、中小企業3分の2をそれぞれ3分の2、4分の3に）、④転職せざるを得なくなった自営業者にも職業訓練受講を認め訓練手当を支給するなどであった。

これは緊急時に現行制度を活用するうえで当然のことであるが同時に現行制度とこれまでの

労働行政の限界もしめすものであった。

その第一は、震災によって就業不可能につまり失業状態になった全ての失業者に対応しきれていないからである。失業給付が震災発生時に労働者と事業主が負担する雇用保険料を納入していた場合にかぎって支給されるからであり、大量の未適用失業者が表面化するなど制度と行政運営の両面で大きな問題点をさらけだした。

自営業者と家族労働者は同じ災害による失業者でありながら制度から排除されているし、制度上は対象とされながら零細企業に働く労働者やパート労働者の大部分に受給資格が認められないこととなった。

第二は、事業主の営業再開にとって欠くことのできない雇用継続が主旨である雇調金制度も大企業では活用されても中小企業ではほとんど使えないことである。それは雇調金にともなう事業主負担ができないこと、助成金の支払いまでの約三か月間のつなぎ資金がないことなどでこれまでの不況対策においても指摘してきたことであった。また、緊急対策とはいえ雇用が継続しているもとで賃金の一部にあたる給付に労働者が拠出した保険料があてられることは保険システムの基本問題を無視して休業理由の失業給付にせざるを得ないことになった。

制度上の対象でありながら排除されていた雇用保険への適用手続きが大幅に簡略化されたのは全労連などの要求と運動を反映した3月になってからである。失業給付の新たな申請が落ちくもとで政府も失業者の就業対策を始めることとなった。

復旧事業など公共事業への40%の失業者吸収率設定、雇用対策法の運用による未就職の新規学卒者に対する訓練手当の支給、自営業者もふくむ他府県への就職希望者へ交通費や移転費の支給などをおこなうこととした。また、兵庫県

労働総研ウォータリーNo19（95年夏季号）

は震災復旧基金を使って被災者を6か月以上雇用した事業主に50万円を助成することとした。

港湾・道路・公共施設・住宅・新たな都市計画事業・これに伴う関連資材の需要など数兆円規模の公共投資と労働力需要が見込めるることは確かだが40%の雇用吸収率が効果的に機能する保障はない。大規模工事であればゼネコンが受注しその配下の関連企業が他府県の労働者を使用するだろうし、地元失業者にしても建設事業へ就労を希望するかも不明である。

県の雇用助成金は一定の効果は期待できるが中小企業が6か月も先の助成金支給まで持ち応えられるか疑問である。

すでに川崎製鉄、川崎重工、住友ゴムをはじめ大手企業は震災を契機に工場の撤退を表明しており関連下請企業やそこに働く労働者の二次的失業発生のおそれもある。政府の就業対策はその場しのぎにすぎず地元に安定した雇用と就業を確保することにはならない。

それどころか対策の最大の焦点は阪神地域から他地域への失業労働者の流出・分散がねらいであろう。不況と円高、さらには生産拠点の海外展開による産業空洞化が進むもとですでに雇用不安は全国に広がっており流出・分散の余地はなく、ましてや被災労働者の要求ではないから本来の雇用・就業対策とならないことは明らかである。

3. 阪神地域に安定した雇用と就業を確保する課題と運動発展を一国と大企業の責任追及が急務

焼け跡にビニールシートを張って店を出す業者、崩壊した工場から機械や道具を掘出して仕事を開始する零細自営業者、電気も、電話も、鉄道や道路も麻痺状態のもとで互いに大きな被害を受けていながら従業員と励ましあって自転

車とバイクで顧客まわりを始めた中小企業の社長など困難を乗り越える逞しい動きもはじまっている。

ある中小企業団体役員は「復興ではだめだ、長い不況で四苦八苦していた元の状態に戻るだけで良いのか。」というのが今の合い言葉だといっていた。大破壊からの大規模な復興事業を絶好のビジネスチャンスにしなければとの思いである。

技術的には大企業やゼネコンが受注しても資材の供給や施行の工事は地元中小企業に発注させろという当然の要求とそれを実現させる自らの運動への決意が込められている。

ここに語られているのは地元に安定した雇用と就業の機会を作り出すうえでの第1の課題である大企業の社会的責任追及である。

同時に、長年にわたり地域社会に君臨して高利潤と高蓄積をあげながら大地震の苦難から立上がりようと努力している市民と労働者を放り出して撤退しようとしている大企業の責任を追及しなければならない。その場合は直接雇用する労働者とともに最末端までの下請企業の仕事と経営安定と雇用・就業に責任をもたせることが必要である。

第2は、復興事業を各種建造物や都市計画事業に限定せず根底から破壊されたさまざまな住民生活への支援やこれまでの行政から取残されてきたさまざまな分野のサービスを向上させる事業も対象にすべきである。震災直後からめざましい活躍をしたボランティアの役割がそれであり、本来は行政が対応すべき仕事であったしこれとも充実しなければならない。

県と市など自治体が直ちに事業計画を策定して政府にその実施に必要な予算措置を要求しなければならない。そこには被災した多くの失業者に長期にわたる雇用と就業が確保されるだろ

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

う。自治体と政府は先の復旧事業における地元企業への優先発注にも責任を持つのはいうまでもない。

第3の課題は当面する数万人規模の無収入失業者の顕在化を防止することであり失業給付と雇調金の給付期間の延長が不可欠である。その際に必要なのは、①雇用保険の対象外とされた自営業者やパートタイマーなどにも給付される全額国庫負担の失業手当である。雇用対策法による職業転換給付金が活用できるだろう。②最大の問題はささやかな生活費の給付の期間が長引くほど労働者のモラルが問題になる。通常賃金の60%程度での生活と仕事のない毎日がどれほど苦痛であるかは明らかだ。延長する給付期間は安定した再就職にむけて意欲のわく高いレベルの技術・技能・資格を取得できる教育・訓練の期間としなければならないし、その期間は6か月とか1年となる場合もあるだろう。

第4は、地元での最大の雇用は中小企業の活性化にかかっている。住宅などの個人資産の被害には義援金支給などがあっても工場や設備、機械などは資本として補償の対象外とされている。住居と工場が一体の中小企業の実態を無視する画一的な縦割り行政を改めて各種の支援や融資を業者の生活保障と事業再開への努力を効果的におこなえるように改めるべきである。

第5は、被災地の地場産業の復興であり、ケミカルシューズと灘五郷の酒造りが代表的なものである。ケミカルは全国の80%を生産してきたが典型的な零細家内工業が中心であり地震直後の火災で壊滅的被害を蒙った。集中していた長田区は震災後の都市計画によって町が大きく変えられようとしている。

既に他の産地が生産を拡大しようと動いているし、資本力のある企業が生産拡大をめざしてのりだしている。県と市も都市計画を前提にし

て遠隔地の工業団地への移転を勧誘しており地場産業としての再生がおびやかされている。ここでの最大の問題は10数種類にわかった工程ごとの生産体制と営業と生活が一体化した零細企業特有の実態にふさわしい支援を具体化することである。

大手の酒造メーカーは灘ブランドで全国各地から製品を集めて事業を展開しているが、灘の地元だけの蔵元は今秋の仕込みの見通しもなく長年の伝統さえも放棄せざるを得ない危機に直面している。低コストと効率だけを優先する資本の論理が地場産業とそこでの大きな雇用・就業の場を失わせてはならない。

4. 国民本位の政治転換への試金石

政府は5月中旬に震災復興のための補正予算を提出しており、財界と大企業は大規模な復興需要をあてこんで策動している。すでに、全労連と労働総研は4月17日「市民本位の“みなど”の復興と港湾関連労働者の生活、雇用・労働条件改善のための提案」を発表した。

政府と財界は日本で最大の貿易港である神戸港の復旧を新たな高蓄積に効率的な施設と機能に変えようとしている。崩壊した岸壁や大型コンテナヤードだけでなく港湾機能の24時間、365日稼動体制にすることが最大の眼目である。

原材料や部品、製品の輸出と輸入が24時間、365日も休むことなく行われることは港湾労働だけでなく全国の工場や事務所が動き続けることになる。それは、海外の場合も同様でありジャストインタイム=看板方式の全国・全産業化と国際化にはかならない。

まして、ポートアイランド、六甲アイランドなど神戸港の港湾機能が大規模な住宅や市民病院と隣接していること、陸上輸送が市街地を大型トラックでおこなわれることなど阪神一帯の

労働総研ワオータリー№19 (95年夏季号)

住民生活が脅威にさらされるのは明らかである。

“みなど”が神戸市民と阪神地域の経済や住民の生活に大きな影響を与えることは明らかであり、我々の提案が政府と財界の策動との対決点をしめす住民と“みなど”に働く労働者の生活と権利を優先したものであることはいうまでもない。

“みなど”とともに阪神地域が鉄鋼・造船をはじめとするふるくからの工業地帯であり日本を代表する独占資本が100年余にわたって高蓄積をすすめてきたところである。60年代以降これらの大企業は全国各地に新鋭工場を展開して、阪神地域の比重は低下してきたが震災の被害を口実にして全面撤退しようとしている。

最末端までの下請企業と労働者の仕事と雇用は震災から起ち上がるうえでおおきな位置をもつし、大企業の社会的責任が厳しく問われるところである。

また、全労連と兵庫労連は5月18日、「地元に安定した雇用・就業の確保を」との緊急提案を発表した。この提案の中心テーマは、「復興への参加で雇用・就業を」というものである。

復興と雇用をめぐる当面の重点は、広範な産業分野における中小企業の役割であり、国と自治体の効果的な支援が不可欠である。決済が繰延べられた手形も間もなく期限切れになり倒産と新たな失業発生だけでなく、被災地住民の復興への意欲を潰すことになる。

事業再開への支援と融資の一環として特別な対策が急がれるところであり、それは乱脈経営と政財官の癒着が明るみになった東京の二信組への資金投入よりも僅かな金額ですむだろう。

製造業だけでなく小売業、サービス業をふくむ零細企業は工場や店舗と住宅が一体であり生活支援と事業再開支援を分離できない実状に配慮した対策が不可欠である。何よりも急ぐべきはこうした零細業者とその家族が失業者であることを直視して、生活費にあてる全額国庫負担による失業手当を支給すべきである。

大震災による雇用と就業の危機は工場・事業所の破壊などによる一次的な多発につづき二次的、三次的に広がろうとしている。大企業の撤退とその影響とともに遠くは山陰や四国から六甲山とその周辺や淡路島など観光客が激減し温泉やホテル、飲食店、土産店の営業困難がつづき従業員やパートの解雇もはじまっている。

震災にともなう雇用と就業への対策はこうした事態への考慮がまったくない法律や制度、行政と財政の仕組みだけの対応では困難である。ましてや国民生活に犠牲を押し付け大企業利益を優先してきた政治のもとではなおさらである。

“自己責任と市場原理”を口実にする規制緩和の強行が政府と行政の雇用対策の無策をさらに深刻化させることになる。

震災による失業・雇用をめぐる問題を深刻化させている根源は労働者と国民の生活と権利を抑圧してきた労働法制や中小企業支援の相次ぐ改悪と後退の結果である。

かつてない大規模な被害のなかから困難を乗り越えて起ち上がる被災地の労働者と労働組合、諸団体の奮闘に心からの敬意を表するとともに国民本位の政治へ転換させる重要な契機を勝ち取るためにともに奮闘する決意である。

(労働運動総合研究所理事)

被災者の暮らしをいかにたて直すか

黒津 右次

はじめに

「恐怖のあの瞬間は、娘は『ヒィーッ』と悲鳴をあげて私に抱きついてきた。歯をガリガリと鳴らし、言葉もなく腕の中で震え続けた。……ダウン症の娘は、片時も側から離れようとせず、私の手を握りしめて、うつろな瞳で、ボーっとすわっている。夜も何度か起き上がっては泣きだすし、余震の度におびえ、親娘でパニック状態の毎日。……あの日以来、私は、度々同じ夢を見る。松葉杖が見つからず、地を這って逃げ惑う哀しい夢を。」

これはダウン症の子どもを育てている肢体障害者の大地震体験の恐怖の言葉である。

いつまでも頭に残ってる地震の恐怖。破壊された生活から、いかにして生きる希望をもって生活していくになるのか。建物や道路が復旧していくことだけで問題は解決しない。人が人として生きていける「まち」をどのようにつくっていくのか、が問いかかけられている。障害者の暮らしなどから問題をさぐってみたい。

1. 住宅・福祉行政の弱さを露呈

阪神大震災は今までの住宅政策、福祉施策がいかに不十分なものであったかを完全に露呈した。そして、行政に住民の人権を尊重する姿勢が欠如していることを鮮明に示した。

被災地から一步外に出れば、「豊かな国」といわれた生活がそのままあり、一方被災者は「ポートピープル」とも呼べる生活をしている。最低のプライバシーも守られない避難所での暮らしは極めて劣悪である。また、親戚・知人を頼った生活も大変である。障害者の生活は親戚・知人でもなかなか理解されず、同居生活を続けることが困難になっている。避難所の生活が困難であるとか、頼るべき親戚がないことで、やむを得ず損壊した家屋で生活をする障害者も多いが、ライフラインの欠如と余震の恐怖の中で暮らすことになった。

まさに人間としての尊厳が否定された生活が3カ月にわたっている。その上に、この状態からいつ解放されるのか見通しがたたない。そのため、震災直後は「命があってよかった」と涙したのが、希望のない生活から、「死んだほうがよかった」といううつぶやきに変わってきている。現に自殺者が出てきている。

このような状態が半ば放棄されているのは、住民の人権を守っていくという政治姿勢が欠けているといえるであろう。住民が明日に不安を感じることのないようにするのが政治である。

その意味で、この事態は自然の災害による被害に加えて、人災=政治による災害で被災者が二重に苦しめられることになる。

労働総研ワオータリーNo19 (95年夏季号)

〈震災は社会的弱者を直撃〉

大地震の被害が弱者のところに集中した。それは住宅の倒壊にしても老朽な木造住宅が最も被害を受けている。また、神戸市でも高齢化率の高い長田区で大火災が発生し、地域を焼つくした。

人的被害も、60歳以上の高齢者の死亡率が高い。友野哲彦氏の報告では、60歳以上の死亡率は男0.21%、女0.27%に対し、59歳以下は男0.05%、女0.06%となっている。高齢者を直撃した震災といえよう。

さらに、震災後の健康破壊が高齢者や身体的弱者に襲いかかっている。暖房もない、夜熟睡することもできない場所で、冷たくて栄養価の低い給食しかなく、風呂にも入れないような生活が、精神的にも肉体的にも健康を破壊している。避難生活での死亡者が2、3月の間に500名は出ていると推計されている。

また、社会福祉施設で死者をだしたのは神戸母子寮のみである。ここは昭和10年築で、昭和56年改築という古い建物であった。改築が検討されていたときくが、対応の遅れが極めて不幸な結果をもたらした。

障害者が働いている施設は、授産施設、小規模作業所を含め、被災地に134ヶ所あるが、うち18施設が建物の全・半壊で再開が困難になった。再開が困難になったところは無認可の施設である。全国的に小規模作業所(共同作業所)づくりがすんでいるが、この作業所は殆どが無認可施設である。無認可の施設は制度上の資金が不十分であるため、家賃の安い民家を借りたりしている。また、市街地に設置されているということもあって、災害をもろに受けたことになる。

一方、授産施設など認可施設では被災者の避難所にもなるなどの役割を果たしている。この差は施設設備への費用の掛け方の違いである。

福祉制度での弱者切り捨てがこのような結果を招いた。

〈避難所での生活が困難〉

避難所の生活は災害救助法でしめされた1週間という期間であれば、緊急に生命を維持するということでは、なんとか耐えられるものであっても、長期にわたる避難所生活は人間としての暮らしにはならない。

この劣悪な避難所では、障害者や高齢者は生活することができない。重度の障害者は地震発生直後は避難所に避難したが、大部分の人は親戚・知人を頼っている。また、自宅が完全に崩壊していない場合は自宅に戻っている。知的障害者をかかえた家族では、自動車で寝起きすることもあった。

このことは大災害が生じたとき、障害者や高齢者は緊急に避難するところが保障されていないという大変なことを示している。

障害者が学校などの避難所で生活できないのは、1つは、大きな余震や火災が起ったときに大勢の人が1ヶ所に集まっているところではパニック状態になる可能性が強い、そこから逃げ出すことは困難であるとの不安があること。

2つには、狭い空間で、大勢の人の中での移動が大変である。また、避難所は大部分学校であったが障害者が利用できるトイレがない。階段や段差があり移動が困難である。周りの人に一つ一つ協力してもらわねば行動できないという問題があること。3つには、プライバシーが守られない場所での着替えや排泄の世話がむずかしいこと。医療的なケアを受けることも困難である。4つには、障害によってはパニックを起こしたり、大集団での生活に受け入れられない行動が起こりうるため、大勢の人が集団でいる避難所は避けざるをえない。

このような状況から多くの障害者が、多方面

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

に個々に避難しているために連絡もとれない状態になっている。障害者団体や患者団体が懸命に安否の確認をとっているが、2ヵ月たってもまだ会員全ての安否確認がとれていないところも多い。

〈閉じ込められた生活〉

震災以前から、障害者は「閉じ込められた生活」になっていた。介助なしには外出できない。階段があり、交通機関の利用も困難である。障害者トイレがないために外出を敬遠せざるをえないなどから、殆ど外出しない障害者が10%程度いることが各種の調査で明らかにされている。

最近、障害者にやさしいまちづくりがすすめられてきた。兵庫県も「福祉のまちづくり」条例を制定した。神戸市も地下鉄の全駅にエレベーターをつけるなど、障害者が自由に歩ける街へ努力してきた。しかし、大震災は道路事情を一変させてしまった。

何とか自分の住宅に住めても、道路がガタガタであったり、瓦礫がそこここに散乱していることなどで、障害者が外出することは困難である。白い杖と足で覚えた街も破壊され、四辻での風の動きも変わり、視力障害者がひとり歩きすることができなくなった。交通機関も寸断され、バスを利用する乗り継ぎをしなければならない。また、交通機関の混雑がひどいために出かけることがむずかしい。

復旧作業も車道優先ですすめられ、歩道の復旧が遅れているため、障害者の外出困難を長期化させてている。

閉じ込められたような暮らしは、生活のリズムを壊して、精神的不安定を招いている。作業所に通っていた障害者は、作業所が再開されるまで、生活のリズムを崩し、二昼夜も放浪したり、昼夜の逆転した生活に陥ったものもいる。

避難所からの解放、避難生活からの解放が緊

急の課題になってきている。しかし、いつそれが実現するのか全く見通しがたたない。

〈地域に住みたい〉

人間の暮らしは地域とのつながり、人と人のつながりがあって成り立つ。生活に困難な条件をかかえる人ほど、馴染の地域で生活する必要がある。

兵庫県・神戸市が被災者の中でも高齢者、障害者の避難対策として特別養護老人ホームや障害者の入所施設での保護を行うべく、全国的に2万4千人あまりの受け入れ体制を整えた。しかし、緊急保護した高齢者や障害者は県内の施設にとどまり、他府県へ施設利用は少なかった。

また、神戸から遠いところには行きたくないという相談もいくらかでてきた。今まで住んでいた所に近くだという安心感、家族が尋ねていくのに時間がかかるという親近感がほしいという願い。家族の状況から遠く離れると家族と切れてしまうという場合もあった。

残念ではあるが、避難所から疎開した後に自殺した高齢者も出てきた。

兵庫県教育委員会では、県内の障害児学校での寄宿舎で被災障害児の受け入れを準備したが、希望者は0であった。大変な状況であるからこそ親子別れて生活することへの不安が大きいよう思われる。

どこでもよいかで住める場所を用意すればよいとか、施設を準備すればよいということではない。今まで住んでいた地域での生活を大切にした復旧対策がたてられてこそ、人が大切にされる復興がすすめられる基本的な条件であろう。

〈ケアラインが切れる〉

医療機関が破壊された。医療機関への交通手段が切れた。そのために今まで受けていた医療が受けられなくなった人が多い。高齢者や障害者ではリハビリなど継続的な医療が必要である

労働総研ウォータリーNo19（95年夏季号）

が、それが困難になった。継続的な投薬が必要な障害者にとっても、薬が切れることで難渋した。口コミを頼りに薬の調合をしてもらえる医師をさがした。また、医療抑制が起こっている。通常の状態であれば、医者や病院にでかけている状況にあっても、受診を辛抱している姿が見られる。

人工透析を行っている患者は透析のできる病院を必死の思いでさがした。透析が受けられないのは死を意味する。腎友会の情報では、給水タンクや配管、透析機械・設備の破壊や断水、停電、交通の途絶によるスタッフの出勤不能などで透析不能になった。大阪府透析医会の集計では64施設で1,163人の透析を行い、265人の患者が入院したとしている。

電話が十分に通じない、情報が得にくい、交通機関が混乱しているもとの医療的、福祉的ケア継続は実に困難なことであった。

〈安否確認すらできない〉

公害患者会、生活と健康を守る会、脳卒中患者会などが震災後2ヵ月以上経過しても安否確認の活動をすすめている。身体障害者手帳所持者への訪問活動などによる、安否確認はボランティアも動員して、震災後2ヵ月近くになってやっと行われたが、移住した人を十分に追跡できていない。

何らかの名簿や台帳がある人たちですらこの状況であるから、独居老人や地域の中で孤立した生活をしていた人たちの安否は明確ではない。震災後60日たって倒壊家屋の下から遺体が発見されることにもなっている。

日常的に障害者や高齢者、ケアを必要としている人が行政的に掌握されていることが必要である。そして、大きな災害が起きたときに障害者や高齢者に救助・救援の手がしっかりと届く体制がとれる体制を整える必要がある。

〈事態に適合した福祉制度を〉

生活保護受給者の住んでいた家屋が倒壊消失すると、家賃を支払う必要がなくなったとして、住宅扶助費のカットが行われた。収入を失った人が避難所から生活保護申請をしようとすると、避難所は住所と認定できないとして、申請が受け付けられない。資産活用が生活保護受給の前提条件であるために、生命保険の解約や資産の処分をしなければ生活保護が受けられない。被災者で仕事を失いつぎの仕事につくまで無収入の間、生活保護を受けようとしても生活保護を受給することができない。

生活に困窮したとき最後のよりどころとなる生活保護制度が緊急事態の中で十分に機能しないことが明らかになった。

一方、子どもの問題では、保育所が大切な役割を果たした。被災地の子どもたちは「保育に欠ける」児童とされたために、措置制度によって、保育が疎開先の保育所にも入所することができた。これは、厚生省が保育制度から措置制度を外そうとしながら、大きな運動の結果それができずに「措置制度」が残されたためである。

〈ボランティアの活躍とこれからの課題〉

多くの若者がボランティアとして大活躍をした。どの避難所でもボランティアの活躍が目立った。また、ボランティアの活躍が全国に報じられた。私の所属する兵障協にも、連日のよう全国各地から、障害者へのボランティアをしたいという電話が鳴った。

行政の機能がガタガタになっているとき、食事の配布、水の供給、高齢者の話し相手、障害者の移動や家の片付けなどボランティアの果たした役割は大変大きなものであった。

専門的な技術をもった人たちも、救援活動に積極的に参加した。医療関係者の全国からの参

特集・阪神大震災から何を学ぶか――

加もあった。他都市から自治体労働者も被災地に駆けつけた。

ボランティアがこんなに活動したことはかつてないことがあった。特に若い人たちの積極的な参加は目を見張るものがあった。しかし、ボランティアの活躍が目立ったのは、逆にいえば行政の対応の遅れが大きかったことによる。

ボランティア活動を今後どのように発展させていくか、今回の経験を集約し十分な検討が必要であろう。

2. 明日が見えるように

被災者への救援対応は時間とともに中心的な課題が変化してきた。震災直後には倒壊家屋などから救出し、安全な場所への避難、水、食料の確保という「生命維持」を軸にした救援であった。そして「衣・食・住」を確保することが必要になった。避難生活がそれなりに落ち着いてくる所から、普通の生活にもどる段階にはいり、「医・職・住」の確保が課題になってきた。

避難生活が長期化するにつけて、健康の維持＝健康権の保障、働くこと＝労働権の保障、所得の保障と住宅の保障が重要になってきた。被災者の具体的な要求を統括して、憲法25条のいう生存権保障の取り組みと位置づけることが重要になってきている。

避難所からボランティアが引き上げるようになってきて、被災者が「自立」すべきとの論調が広がってきている。確かに、自立することは大切であるが、自立できる条件をどのように整えていくのかが大きな問題である。

具体的には避難所で高齢者や障害者が物品の運搬などに参加せざるをえず、そのことが大きな負担になるという問題もでてきている。

避難している人にたいして、個々の状況に応じた対応と援助ができる体制をどのようにつく

っていくのかは、この時機では行政の責任である。行政が被災者の実態と要求を正確に把握するようとする必要がある。

被災者の不安は「明日はどうなるのか」が不明確なことである。仕事のこと、収入のこと、住宅のこと、暮らしに関わる様々なことが見えてこない。

これらの不安を取り除くために、行政の責任で、各施策の内容とその進捗状況を的確に被災者に知らせることが必要である。

3. 住民の安全と福祉を守る街を

私たちはこの度の大震災で多くのことを学んだ。それらをどう生かしていくのか、そのことが問われているように思う。

震災に強いまちづくりが盛んにいわれるが、鉄筋コンクリートに固められた街になってしまっては、人が住めるものでもない。

街の中に、歩いて行ける距離に高齢者施設、障害者施設をつくって一定のケアが行うことができるようすること。小中学校などにエレベーターや、障害者トイレを設置するようとする。学校給食が自校方式で小中ともに行う。日常的に障害者や高齢者を受け入れる状況をつくっていれば、緊急時にも大きな働きをするのである。

救助活動が近所の人たちによって行われた経験が多く語られている。改めて人のつながりの大切さが確認された。

このようなことを考えあわせれば、震災に強いまちづくりは、人間を大事にすることを基盤にして、ノーマライゼーションを広げ、人と人のつながりを深め、住民主体の地域づくりを進めていくことであろう。これは障害者が安心して暮らせる街こそ震災に強い街である。このことの実現に向けて取り組みを進めていきたい。

(兵庫障害者連絡協議会会長)



第4回世界女性会議に向けて

大関 清子

今秋北京で、国連主催による第4回世界女性会議(9月4日～15日)が開かれ、並行してNGO女性フォーラム(8月30日～9月8日)もおこなわれる。世界女性会議・NGO女性フォーラムとも、1985年のケニア・ナイロビでの開催以来10年目、アジアで初の会合とあって、日本での関心も高い。

世界女性会議は、ナイロビで採択された西暦2000年に向けて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」)の実施状況の見直しと評価をおこない、女性の地位向上の障害を分析し、それらを克服する手段を明らかにする「行動綱領」を採択する。NGO女性フォーラムは、政府間会議である世界女性会議に民間女性の意見を反映させ、「行動綱領」にそれらを盛り込ませること、同時に世界の民間女性の交流やワークショップ、展示等をおこない、女性差別撤廃をめざす世界的な連帯の強化をめざしている。

1975年の国際婦人年に、「平等・開発・平和」を共通目標として、女性への差別撤廃をめざす取り組みがスタートして以来、引き続く国連婦人の10年(1976～1985)、さらに85年以降の2000年に向けての活動と、この20年間の女性差別撤廃への世界的な取り組みは、多くの成果をあげてきた。しかし、女性への差別は依然根強く、世界的な不況や南北格差の拡大などの中で、女性の地位はむしろ低下する状況さえ生まれてい

る。それだけに、会議で採択される「行動綱領」は、女性差別を生みだしている今日の社会的経済的政治的な要因と、それを取り除く方向を明確にし、21世紀に向けて女性差別撤廃のたたかいを推進するものとなることが求められるが、現在明らかになっている内容は、いくつかの大きな問題点をもつものとなっている。

「行動綱領」の最終案は、ことし3月～4月にかけて開かれた国連婦人の地位委員会(会議準備委員会)で討議されたが、とくにNGOから多数の修正意見が出され、かなりの項目が保留のまま、世界女性会議の討議に付託された。いまや国連、各国政府も、NGOの役割を無視できなくなっているおり、NGOの引き続く活動が、会議をよりよいものにするために重要になっている。

貧困の拡大と女性の地位の低下

今日世界の女性が直面している主要な問題の一つは、女性の貧困の増大である。特に80年代以降の世界的な不況、南北格差の拡大、紛争の広がり等は、貧困に苦しむ女性を増加させ、これまでかちとってきた地位の後退さえ招いている。今世界の貧困者の7割以上が女性である。その圧倒的多数は開発途上国の人々であるが、最近では先進工業国にも広がっている。ヨーロッパやアメリカ、そして日本でも、女性の失業率の上昇、低所得層の増大など、女性の貧困化は、世界的な共通の問題となってきた。

国際・国内動向

「行動綱領」案が世界の女性の取り組むべき行動のトップに「女性の貧困の克服」を掲げているのは、その現実の重みを示すものといえよう。

開発のあり方、構造調整計画(政策)をめぐって

しかし、「綱領」案では、貧困克服の方向はあいまいである。

経済中心の開発、市場経済化の推進が、貧富の差の拡大、生活基盤や環境の破壊をもたらし、とりわけ女性の貧困を促進したことは、これまで多くの事実が明らかにしてきた。この3月に開かれた世界社会開発サミットは、経済開発とならんで生活向上を直接の目的とする社会開発、「人間中心の開発」を強調したが、女性の地位向上にとってはこの立場が一層重要になっている。

多大な累積債務を抱える途上国に対し、世銀やIMFが融資の条件として押しつけた構造調整計画は、緊縮財政や賃上げ抑制、民営化などの実施で、失業の増加、保健・衛生・福祉予算の縮小による健康悪化、教育費削減による就学率・識字率の低下等を招いている。そのしわ寄せを最も受けているのは女性である。だが「綱領」案の討議では構造調整計画の受け入れを認める動きも強く、評価の一致は得られていない。

85年の「ナイロビ将来戦略」では、途上国女性の深刻な困難は、国際経済の構造的不均衡のは是正及び新国際経済秩序確立への努力がなくては達成されないとし、その実行をさぼり続ける先進国を鋭く告発していた。今回の「綱領」案ではこうした指摘はみられず、むしろ協調による国家間の問題解決への指向が強く打ちだされている。

女性の権利は人権

女性の人権確立をめぐって、女性への暴力撤

廃は、こんどの会議の焦点の一つとなっている。

1993年の世界人権会議は、「女性の権利は人権である」ことを改めて確認し、とりわけ女性の人権を蹂躪する性暴力撤廃のために、各国政府、NGO、国際社会が行動をおこすことを呼びかけた。同年末の国連総会は「女性に対する暴力撤廃宣言」を採択、女性に加えられるあらゆる暴力は、女性の尊厳への侵害であることを明確にした。ここにいう暴力は女性に対する肉体的、精神的、性的、心理的なものを全て含み、人身売買、出稼ぎ女性へ暴力、レイプ、夫の暴力などの直接的なものだけでなく、国家による、また国家が容認している暴力をも含んでいる。これまで明るみにでにくかった家庭内暴力も、問題状況を明らかにする取り組みが、世界で、そして日本でも始まった。

もう一つの問題は開発と人権の関連である。93年の世界人権会議では、経済開発は国益にかない、経済成長達成のための人権の制限はやむを得ないとの論議が、アジアの一部—インドネシア、中国など—から出され、人権の普遍性の主張とはげしく対立した。開催地中国の民主化要求への弾圧や「一人っ子」政策などの人権状況をみると、人権について果たして率直な討議ができるのかとの危惧もだされている。

平和・核兵器廃絶をめぐって

国連は今度の会議を「冷戦後初の世界女性会議」と位置づけ、冷戦終結論の立場から、世界的紛争の脅威は小さくなり、一方民族紛争が平和への脅威となっているとの立場をとっている。こうした立場の反映として、「行動綱領」案は平和への取り組みが弱く、これまで民族自決権の擁護や世界平和の緊急課題である核兵器廃絶の項目はなかった。日本をはじめ世界各地のNGOからこれに対するきびしい批判と意見が集中し、

労働総研ワオータリーNo19（95年夏季号）

最終案の討議では、平和の部分は総書き換えともいえる修正がおこなわれた。こうした働きかけを通じて、まだ保留付きではあるが、「核兵器廃絶促進」の記述が入れられた。これを実際のものにするためには、NGOのねばり強い努力が引き続き必要となっている。

今回の会議では、従軍慰安婦問題に対する日本政府の責任が、アジア諸国から問われることは必至である。この問題もNGOの働きかけで、「綱領」案に性的奴隸（従軍慰安婦を意味する）に対する「全面的な調査と責任者の訴追、被害者への補償」が明記されることになった。

日本の取り組みと課題

世界女性会議、NGOフォーラムに対し、日本に求められているのは、「経済大国」日本の女性の現状と差別撤廃のたたかい、核兵器廃絶をはじめとする平和への取り組みを反映させ、世界の女性運動の前進に貢献することであろう。

昨年5月、婦団連、全労連婦人部、新婦人、全商連婦人部協議会のよびかけで発足した「第4回世界女性会議・NGOフォーラム準備の会」は、日本の女性の地位向上をめざす到達点とたたかいを世界の女性に知らせ、「平等・開発・平和」への連帯を強めることをめざし、国内運動の発展を基準に準備をすすめている。

「準備の会」が、NGOフォーラムを通じ世界の女性に訴えようとしているのは、次の3つの問題である。①「経済大国」日本の働く女性の現状とたたかい—男性の半分という先進工業国で最大の賃金格差、不況を口実にした女子学生の

就職差別、パートの首切りなど、日本の人権無視、女性差別をも利用した過酷な搾取の実態、農業、自営業に働く女性の現状。これらの実情に対する人間らしい暮らしと労働、差別の撤廃と、大企業の横暴に対し民主的規制を求めるたたかいなど。②被爆の実相と核兵器廃絶をめざすたたかいの発展。③日本の侵略戦争に対する戦争責任、特に従軍慰安婦問題への取り組み。

アジアでの初の会議とあって、NGOフォーラムには、日本から数千人規模の参加がいわれている。なによりも必要なのは、それぞれの国内運動を基本に、女性差別を生みだす根本原因と、それを取り除くための方向を、世界の女性とともに明らかにする努力を強めることであろう。2つの会議を21世紀に向けて新たな前進をつくりだす契機とするために、私たちの活動がますます重要になっている。

（日本婦人団体連合会事務局次長）

（注）「行動綱領」案の「重大問題領域」は次の12項目である。

- ()内は保留付。
- ①女性への持続し、増大する貧困の重荷
- ②あらゆるレベルにおける不平等な教育へのアクセス又は不十分な教育・訓練機会
- ③保健及び関連サービスにおける不平等
- ④女性に対するあらゆる形態の暴力
- ⑤迫害及び武力又はその他の紛争の女性（特に外国の占領又は支配下に暮らす人々）に及ぼす影響
- ⑥経済構造・政策の決定及び生産過程自体へのアクセス及び参加における不平等
- ⑦あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ⑧あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ⑨女性のあらゆる（普遍的）人権の促進と保護
- ⑩女性とメディア
- ⑪女性と環境
- ⑫少女

ペナン消費者協会の活動に想う

大木 一訓

筆者は昨年10月末から11月初めにかけて、愛労連、愛商連、愛知労問研の人たちと一緒に、マレーシアとタイを訪ね、現地労働組合の幹部・活動家たちと交流したり、愛知県から現地に進出した日系中小企業を見学したりする機会に恵まれた。これはもともと、昨年6月末に開かれた全労連主催「アジア・太平洋労働組合シンポジウム」の成果の一つとして、現地労働組合との直接交流が可能となったことから企画された調査旅行であった。日系企業のアジアへの進出が国内的にも国際的にも大きな問題となっている今日、この調査旅行をつうじて得られた知見は貴重なものであった。

だが、その調査旅行全体についての報告はまた別の機会にゆずって（近く報告書が出る予定）、ここではとくに、旅行途上で立ち寄った「ペナン消費者協会」の活動について報告しておきたいと思う。労働総研の活動ともかかわって、それは、きわめて注目すべき社会活動を展開している「民間研究機関」だったからである。

以下は、インド人女性ディレクター＝スピヤニ氏のわれわれへの説明、「協会」紹介のパンフレット、「協会」内各セクションの見学、何人かの「協会」スタッフへの質問などをつうじて知りえた、その活動内容である。

「協会」の目的

マレーシアの保養地として有名なペナン島に

あるこの「協会」は、1970年設立というから、まだ比較的歴史の新しい団体である。それは、消費者および労働者のよりよき生活環境と権利のためにたたかうことを目的として設立された、非営利の民間団体である。政府や自治体からの援助は受けていない。それがふつうの消費者団体と一味ちがうのは、商品・サービスの公正な価格やよりよい質のために活動するだけでなく、消費者の権利擁護と、食料、住居、健康、衛生、公共交通機関、教育、クリーンな環境などの基本的生活条件確保のためにたたかう、という目標をかけていることである。しかも、消費者という場合、その多くを占める労働者を非常に重視している。そして、調査研究・教育・相談活動をつうじて、なによりも庶民の社会的文化的力量を高めることに力を入れていることである。「庶民に発言させる」ことが「協会」の目的であり、当然、活動の中では政府の政策を批判することになることが少くないという。

具体的な活動内容

「協会」の活動は、苦情相談、法対策、教育、調査、地域・地方問題、出版、マスコミ、図書館の8つの部門にわかつて展開されている。具体的な活動内容を見てみよう。

(1)苦情相談活動は「協会」の一つの重要な活動領域である。年に3,000～4,000件の苦情相談に応じているという。腹を立てた人たちが直接

労働総研ウォータリーNo19 (95年夏季号)

訪ねてきて相談する場合が多いが、電話や郵便でも苦情を受け付けている。相談内容の制限はなく、不良食品問題、金製品の重量や品質にかかわる問題、環境への影響問題、行政サービスをめぐる問題、それに誇大広告や訪問販売をめぐる問題等々、ありとあらゆる問題がある。住宅にかかわる苦情では、工期の遅れや欠陥工事をめぐる問題などが多い。だが、もっと多いのは労働問題にかかわる相談で、たとえば、解雇手当を払わないとか、病気休暇を認めない、労災補償が認められない、あるいはそれが年2,000マレーシア・ドルというような非常に低額である、などの苦情がある。さまざまな苦情は、直接当事者に補償させ将来にわたる是正をさせる場合や、担当する行政当局にもちこまれる場合があるが、場合によっては法廷にもちこまれて争われることもある。

(2)法対策部はそうした場合にも対応できるよう設けられ、二人の弁護士と助手が専属で法的な相談に応じている。苦情相談の手助けをするだけでなく、場合によっては、地域社会の法律問題を援助する活動をすすめている。法対策部は、法律関係の文献・資料をたくさん集めた図書館をもっており、判例動向や地方の法制度の動向などもたえずチェックしている。

(3)教育部門の活動では、12人の活動家が活躍しており、小学校から大学までの教育機関や、教員、婦人、青年などの団体・グループ、それに各種の宗教団体などで、消費者問題についての講座、実習、展示会、演劇コンテストなどを組織している。とくに重視しているのは、将来的の親であり政策担当者である学校の生徒たちに対する教育で、全国で200以上の学校に消費者問題のクラブを設立する援助をしている。それらの教育活動を行ううえでの教科書や資料作りを行っているのはもちろんである。「協会」は、次

の世代が消費者の権利や生活保障に自覚的な世代となることを大いに期待している。

(4)地域・地方問題部門 (community and rural section) では、農村地方や地域社会の恵まれない人々のための活動をしている。たとえば、マレーシアにはパーム椰子やゴムのプランテーション（大規模農地）があるが、そこで労働者の生活はまずしく、一部屋に6人の家族が住んでいることもめずらしくない。電気や水道のない家も多い。こうした生活の基本的条件が満たされていない人々は、他にも、漁民、農民、ゴム園小所有者、借家人、不法居住者など、非常に多い。最近では、都市開発にともなう環境問題や土地収容をめぐる問題、都市に流入する人々の住宅問題などの問題も起きている。「協会」は、人々がこれら自分たちの生活問題を社会的に提起する手助けをしている。また、これらの人々の間で、食品、栄養、健康などに関する基本的な消費者教育をすすめていくのも協会の仕事である。教育活動は、対話、討論、個別訪問相談、スライド映写、展示会などの形で行われている。

(5)調査研究部門は、比較的小さな部門ではあるが、さまざまな専門領域に別れて活動している。健康と栄養、食品その他生産物の安全、医薬品、基本的な生活条件、環境、市場での不正行為、金融財政、労働者の権利、非道徳的な広告活動、文化と生活様式、婦人、といった諸問題について、一人ないし数人の担当者がついて調査研究している。麻薬、毒物、食品の安全などについては新製品を購入して調査することもしており、食品の製造方法や食品添加物についての面接調査や、禁止されている薬品が販売されていないかどうかの市場調査もしている。

(6)出版部は、隔週で英語のニュース・レターを出しているほか、マレー語、中国語、タミー

国際・国内動向

ル語でも月刊のニュース・レターを出している。漫画入りの小学生向けの月刊誌も作っている。そのほか、他の部門の活動にかかわって、消費者問題にかんするさまざまな著作、報告書、パンフレットを出版している。また、「協会」の教育活動に使う教材やポスターも作っているが、それらは一般にも提供している。

(7) **メディア部門**では、教育活動につかう視聴覚教材（ビデオ、カセット、スライド）をつくり、そろえている。また、「協会」の出版物やポスターを使って、禁酒、禁煙、糖分節制、肥満防止などのキャンペーンを展開することもしている。さらに、ここではテレビや新聞などの広告や記事で、消費者に誤った情報を流していないかどうかを、たえずモニターしチェックしており、問題があれば、連絡して是正させるようしている。ちょうどわれわれが見学したときには、二人の女性スタッフが精力的に日課の新聞の切り抜きをしているところであった。

(8) **図書館**には、本や雑誌とともに、活動にかかわるさまざまな報告書、パンフレット、モニターしている新聞の切り抜きなど、広範囲の資料が収集・整備されていた。労災、食品安全などについても系統的に資料を集めている。日本をふくむ海外からの雑誌・資料の収集も行っているという。図書館の一室には、数百冊もの「協会」関係出版物が所狭しと展示されていた。

庶民に根をおろした総合的活動

ペナン消費者協会は、国連のWHO(世界保健機関)にも加盟している「第三世界」最大の消費者運動の組織として、東南アジアの国々では非常によく知られているようである。実際、マレーシアだけでなく、タイで会った人々もほとんどがその存在を知っていた。設立以来4分の1世紀の間に、その活動は高度な発展をとげ、

庶民の生活のなかにしっかりと根をおろしているようである。そのことを疑問の余地なく確認できたのは、「協会」の労働問題担当バーラ氏が、ペナン島対岸のマレー半島に立地しているバタワース工業団地と、そこに進出している日系企業について、賃金労働条件や労資関係をふくむ詳細な実態をわれわれに報告してくれた時である。「日本の労務管理の日系企業も、労働者を低賃金で搾取し、必要となれば容赦なく解雇や下請けの切り捨てをする点で、ドライなアメリカ企業となんら変わらない」という氏の批判に、庶民の立場にたってたたかう「協会」の姿勢が端的に示されていた。

「協会」の活動は、約100人の専従活動家と、かれらに協力する調査員やモニターによって支えられている。マレーシア国民は、主に中国人、マレー人、インド人の三つの人種からなりたっており、おおまかに中国人が経済的実権を、マレー人が政治権力を、インド人が下積みの仕事を、という社会構造になっていると言われるが、「協会」の各部門を見学した印象では、活動家にはインド人が多く、次いでマレー人が多い、という実態のように見受けられた。専従活動家にはきちんと通常の給料が支払われているということである。

驚くのは、マレーシア国内ばかりでなく国際的にも展開されている、これだけの大規模で多面的な活動が、一切の公的援助なしに、また会員組織や会費収入もなしに行われていることである。必要とされる莫大な活動費はどうやって調達しているのだろうか。財政的には主に、出版物からの収入、苦情相談で問題を解決した時の補償金からの寄付、委託調査報酬でまかなっている、というのがわれわれの質問への答だった。ただ、実際にはその他にも、「協会」への寄付がかなりあるようである。たとえば、「協会」

労働総研ウォータリーNo19（95年夏季号）

本部は高級住宅地域の広々とした敷地に数棟の建物をかまえていたが、それはある篤志家からの提供によるものだということであった。筆者が確認したところでも、会員からの会費収集はないけれども、恒常に寄付をしてくれる人たちはいるということである。それは、「協会」活動への広い社会的支持があつてのことであろう。

「協会」の活動で感心したのは、その活動の総合性であり、各専門部門間の多面的なチームプレイによって生み出されている高度な活動成果である。日本でいえば、労働総研、全労連調査

部、労働者教育協会、自由法曹団、生協、等々がみな一つにまとまって活動しているような内容であり、そこから非常にインパクトのある社会的影響力が生み出されているということである。日本でのわれわれの活動も、いま少し総合的有機的な活動のあり方を考えなければならぬではなかろうか。

ともあれ、いろいろ考えさせられることの多い、ペナン消費者協会訪問であった。

（常任理事・日本福祉大学教授）

悪化する母性保護—全損保支部調査から

北山 利夫

はしがき

特に男女雇用機会均等法施行（1986年）以来、母性保護の問題は実質的に形骸化されつつあるように思われる。それは男女雇用機会均等法が、始めから歴史的所産である男女の性的差違にもとづく各種の労働保護（深夜業禁止、危険有害業務の制限、残業・休日出勤の制限、その他母性保護等）をないがしろにするといった危惧が強く懸念されたところであった。

全損保のある支部では1973年から1993年にかけて、男女各約1千人を調査対象者として隔年毎に実施している健康状態実態調査で既に12回を重ねている。最新の調査時期は1993年11月、男子1,084人、女子947人、合計2,031人であった。ここでは実施した調査の結果から、その一

部ではあるが生理休暇その他女性保護の部分のみに絞って実証的に紹介し参考に供したい。

（注）資料はいずれも本調査によるものである。

労働環境の変遷の概要

本題に入る前に、この全損保支部の今までの過去20年間の労働環境の変遷の概況について触れておこう。まずこの調査のきっかけは、当時のわが国経済の高度成長から、オイルショックを経、仕事は高密度化、過長時間労働が進行し、金融機関では事務機械化が行なわれ職業性「頸肩腕障害」が発生するなど過労性に伴なう健康障害が顕在化し始めた頃であり、高度経済成長に伴なう健康障害の後遺症を検証することにあった。

その後金融機関は金融自由化に伴なう「新金

国際・国内動向

「融効率化政策」推進の下に、不公正過当競争が繰り広げられ、一方要員削減の「合理化」による効率化競争の激化となる。またバブル経済の狂奔へ、仕事はOA化がより進展しオンライン化、超過密、超過長時間労働がもたらされ健康障害がより拡大するに至り本健康調査は継続して実施されるに至った。85年以降はさらに円高不況、バブルの崩壊など、経済の低成長と変遷したが、その間収益第一主義の効率化政策の基調は一貫して変わることなく、超過密、超過長時間労働は解消することもなく今日に至っていると言っても過言ではない。

それは残業時間の推移に代表される。過去20年間の1カ月平均の残業時間数変遷の推移について示すと、図1に見られるとおりである。

残業時間が73年以降、男女共に年々延長の一途を辿っている。91年には一応ピーク（月間平均残業時間は男子が57.7時間、女子が34.0時間）であり、93年はバブル崩壊後の経営コスト軽減からやや残業の抑制が見られるものの、今後の減少についての保証は何等みられない。しかもコスト削減から残業手当もサービス残業や風呂敷残業などでカットされることが多いというのが実情である。全損保では所定内労働時間制は先進的であり、早くから年間1,720時間と短いが、それでも残業の多少減少したという93年ですら年間総労働時間は男女平均で2,150時間を超えている。労働省の目標としている96年度、年間1,800時間以下にはとうてい程遠いのが現実の姿なのである。しかも特徴的なのは、男女雇用機会均等法施行（86年）以降、女子の残業時間の延長がより顕著に見られることである。

過長労働時間の諸弊害については、本題ではないので省略するが、OA化の下、残業時間の延長は、仕事量の増大、ストレスの増大、蓄積・慢性疲労の増大をもたらし、そして「過労死」

の危険性（残業が月間60時間以上では過労死が多く見られている）をも拡大している。家庭生活は犠牲にされ、健康状態は心身共に非常に悪い状態に陥っている実態が本調査の結果からは（図2参照）随所に見られ実証されている。

女子労働の問題

以上のような労働環境は、女子労働に幾多の問題をもたらしている。まず、過長労働時間の問題である。女子の1カ月平均残業時間も男子同様に調査以来、延長の継続である。73年（8時間）に比べて93年（25時間）には約3倍以上と長くなっている。（ピークの91年には34時間）つまり労基法第61条に定める「満18歳以上の女性については、（三六協定があっても）1日2時間、1週間6時間、1年間150時間を超えて時間外労働や休日出勤をさせてはならない」の規定を遙かに凌駕しているのである。男女雇用機会均等法では「残業や深夜業の拡大緩和された」として施行後は女子の残業時間の顕著な延長という特徴が見られたのである。

次にOA化は、女子労働に依存することが多いものである。VDT機器の1日の作業時間を見ると次の通りで、女子が主体となっている。

	1日～30分未満	1時間～2時間	3時間	3時間以上	計
男子	57%	25%	10%	4%	100%
女子	22%	34%	28%	11%	100%

また女子の場合は一連続作業時間が2時間をこすものが約20%と多く見られている。しかも最近の職場環境は人工的になりワークステーションをはじめ冷暖房や照明の不備も少なからず見られ、冷房からの冷えによる生理障害、仕事からの精神的ストレスの増大化、眼性疲労や视力低下などの問題が多く見られている。例えば、壳葉依存も多くなり使用状況の一例を見ると、「目薬」では45%（男子28%）、「頭痛薬」が30%

労働総研ワオータリーNo19（95年夏季号）

図1. 月平均残業時間の推移

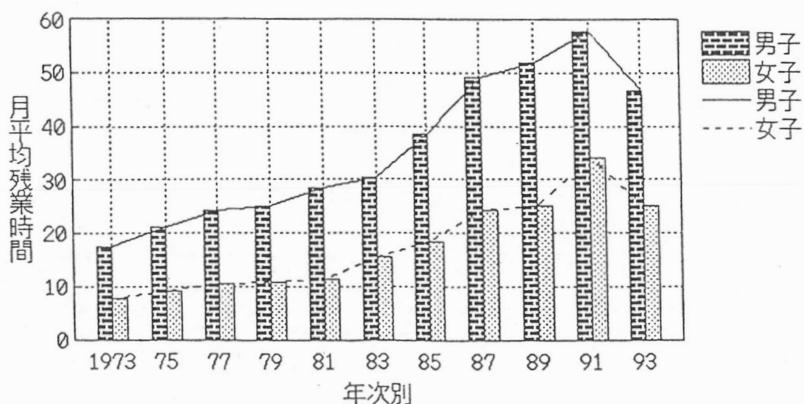


図2. 残業時間別にみた諸弊害（1993年）

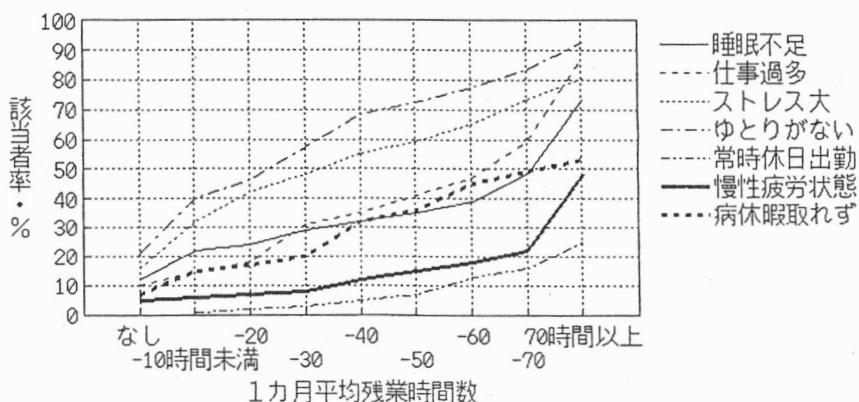
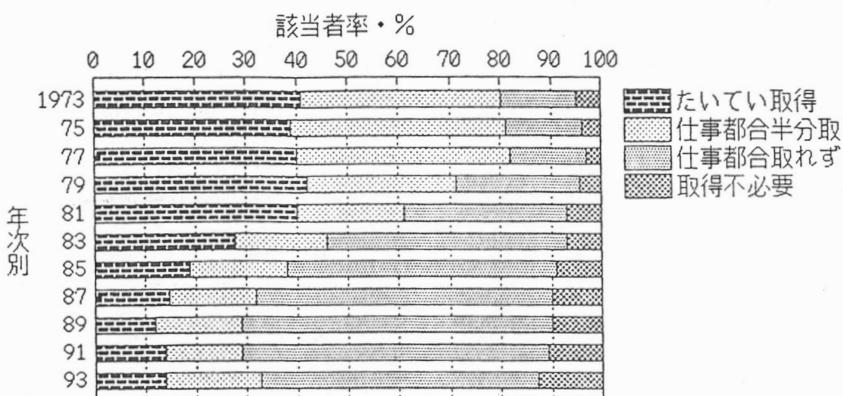


図3. 生理休暇の取得状況の推移



図はいずれも本調査による。

国際・国内動向

(男子10%)など典型的で、また85年以降は男子同様に「総合保健薬」や「疲労回復薬」などの使用の増加が顕著に見られている。

女性労働保護について

残業時間（深夜業を含む）の他に女性労働保護の問題として有害作業の禁止、その他生理、妊娠、育児などがある。

男女雇用機会均等法施行後、同法を口実に女性労働保護の問題は雲散霧消したかのようである。ここでもう一度確認しておこう。同法の第1条では「女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図る」ことを目的としているが、第2条では「次代を担うものの生育について重要な役割りを有するものであることをかんがみ、女子労働者が、母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなく……職業生活と家庭との調和ができるよう配慮される」ものでなければならぬとある。

現実はどうであろうか、先ず採用に当って奇異にも「一般職」は別として「総合職」ならば、女子でも女性労働保護は全く無視され男子と全く同様の労働条件（但し賃金条件は低く差別されているが）であることを強要されているのが実情である。

1. 生理（休暇）問題（労基法第67条）

毎月の生理期における心身への影響の実態について見てみると、「順調」という者が66%、「不順」という者が34%、3人に1人以上の者は「不順」とあると訴えている。しかしその苦痛度についてみると、「いつも苦痛」である者がそれよりも多く40%と多く見られ、「時々苦痛」の者も52%と多いことが見られているのである。「苦痛なし」は僅かに8%に過ぎず、生理に伴なって殆どの人がなんらかの苦痛の影響を受けている実態が見られた。だからこそ昔から生理の問題

は母性保護的見地から重視され法制化さえされているのである。

それほどに苦痛を伴なう生理日に彼女等はどうのように対処しているだろうか。「生理休暇」の取得状況についてその推移を見てみよう。図3に見られるとおりである。

生理休暇を「たいてい取得している」者は、70年代までは約40%と比較的多く見られる。それでも「仕事の都合で半分くらいしか取れなかった」者も約40%前後も見られた。「仕事の都合で殆ど取れなかった」者は20%未満と比較的少なかった。それが80年代後半になると「たいてい取得」は15%未満と少くなり、「半分くらい取得」も20%未満と激減し、「殆ど取れない」が60%前後の過半数と激増しているのである。取得できない理由は「仕事の都合（「休むと他人に迷惑をかける」「請求しなければならないが、取りにくい雰囲気、職場環境である」）」によるものである。やはり男女雇用機会均等法施行後は男子同様の「総合職」に代表されるように「仕事の都合」（仕事の効率化）面がより強化されているように思われる。「取得不必要」の場合の多くは年齢的な関係（女子の中高年者の占める構成が以前よりは増加している）によるものである。

ここでは明らかに仕事優先からの「性別による差別」が見られているといえよう。そもそも男女雇用機会均等法には罰則規定がないことから、女子を男子同様に働くための方便に過ぎないように思われる。

2. 産前産後休暇及び育児時間（労基法第65条及び第66条）

産前産後8週間の休暇については、該当者が80年代前半までは50人程度だったが、後半から増加が見られ90年代には約80人を超えた。産前産後の休暇の取得状況を見ると、「きっちり取得

労働総研ワオータリーNo.19（95年夏季号）

した」者が約75%前後、「仕事の都合で周囲が気になり取れなかった」者が約25%前後であった。87、89年に前者が70%前後と減少したが、91年以降は再び75%に回復した。しかし4人に1人は、産前産後の休暇を十分に取れないでいることには問題がある。

妊娠中の通院（労使の確認事項・妊娠中の通院のために早退、遅刻の取り扱いはしない）については「ほぼ出来た」者は50%～60%であったが、「仕事の都合や周囲が気になり殆ど出来なかった」者は20%前後から80年後半には30%と増加した。後は「半分くらい出来た」者が10数%、「制度のあることを知らなかった」者が10%程度見られている。

育児時間（労使の確認事項・出産後1年間、1日2回30分もしくは1回1時間を育児時間として取得できる）の取得状況を見ると、数字的には妊娠中の通院とほぼ同様の取得割合が見られた。

育児休業制度（男女共）については、まだ新しい制度で該当者も少なかったが、「子供が満1歳まできっちり取れた」者が男子8%女子13%、「一定期間取得した」が男子0%、女子26%、「仕事の都合や周囲が気になり取れなかった」男子17%、女子40%、「とる必要性がなかった」が男子42%、女子11%、「制度のあることを知らなかった」が男子33%、女子10%であった。

女性労働保護の問題点

以上、女性保護の生理休暇、産前産後休暇、妊娠中の通院、育児時間、育児休業制度（男子も含む）などの取得状況についてその実態を見

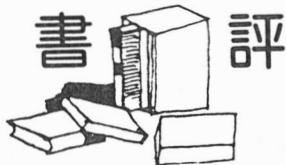
てきたが、いずれの制度も「取得ができなかつた。不十分であった」者がかなり見られたことは大きな問題である。また「制度のあることを知らなかった」者も少なからず見られたことにも問題がある。

しかし「取得ができなかつた。取得が不十分であった」理由は「仕事の都合や周囲が気になり」にも見られるように仕事の効率化、OA化と人減らし合理化による過密、過長労働時間によることが明白な事実である。しかもそれが男女雇用機会均等法施行後により悪化していることは、同法の狙いの本質を示しているように思われる。

仕事の効率化は、女子も男子同様に「会社人間」化が期待されているのである。女子はその上「次代を担うものの生育について重要な役割りを有する」とされ、「職業と家庭生活を両立」するよう自助努力せよと言っていることにはかならない。男女雇用機会均等法によって女子は従来以上に二重三重の労働と生活の負担を強いられることになっている。女子が多いパートや派遣労働者の場合は母性保護は全く無視されているといえよう。

問題解決の本質は、母性保護の問題は、人類の歴史が続くかぎり不变のものである。女子の男子化は不条理であり、それよりも男子を「会社人間（男性社会）」から解放し、男子も家庭生活（炊事、掃除、洗濯、育児、レジャーその他など）にゆとりを持って参加出来るようにしないかぎり、本来の男女同権、男女共生は永遠に出来ない問題であろうと考える。

（会員・労働問題研究家）



森岡孝二著

『企業中心社会の時間構造 —生活摩擦の経済学』

水口 洋介

1

なぜ日本では真の時間短縮が進まないのか、なぜ労働者が死ぬまで働くのかという疑問を持つ人々にとって本書は必読文献である。のみならず、本書は大きな「問題提起の書」でもある。

まず、前者の側面から本書を簡単に紹介する。本書の第3章の「企業中心社会と労働時間の二極構造」は、労働省の発表する労働時間調査が、いかに日本の労働者の長時間労働やサービス残業の実態を隠蔽しているかを、「事業所が賃金を支払った労働時間を集計した労働省『毎月勤労統計調査』だけでなく、労働者が実際に就業した時間を集計した総務庁『労働力調査』をも利用すること」で事実と論理に基づいて明らかにする。

第4章「日本の生産システムと過労死」では、実際の過労死被災者の生の具体的な資料を用いながら、いかに日本の生産システムが人事考課やノルマ営業という圧力の中で労働者を超長時間労働に陥りたてているかを明らかにしている。

第5章「サービス残業—奪われた自由時間」では、各種の統計に基づきサービス残業時間と不払賃金の推計を行い、年間不払賃金総額23兆円との試算をしている。日本型資本主義は、まさにルールなき資本主義として、労働者から不当に収奪していることを数字で明らかにし、「サービス残業の強制と受容のメカニズム」を、残業規制を欠いた労基法、非力な労働組合、ノル

マ経営の問題点などを通じて解きあかしている。

特に最近、ホワイトカラー職場にはフレックスタイム制、裁量労働みなし制、事業外労働みなし制が、年俸制や能力主義管理をセットにして導入されつつあり、これとのたたかいが緊急の課題となっている。これらは「サービス残業を誘発したり、隠蔽したりする恐れのある制度改革の動きが政府・財界で強まって」おり、「実際の労働時間は減らずに数字のうえだけの時短がすむことによって、サービス残業を引き起こしやすいという問題点を含んでいる」との著者の指摘のとおりである（第8章）。

2

日本型企業中心社会が、労働者個人及び家族の生活全体を貧困化することは多くの論者が指摘してきた。本書は、その実態を統計と実証的資料により明らかにしている。しかし、本書の特色はそれにとどまらない。

本書が「問題提起の書」であると思う点を紹介したい。本書の最大の特色は、家庭、特に女性側から見た「企業中心社会の時間構造」の問題点と克服への課題を明らかにしている点であろう。

本書第3章「企業中心社会と労働時間の二極構造」及び第6章「雇用の女性パート化と労働時間の性別分化」中で、労働時間の統計を性別、短時間労働者などを区別して労働時間の動きが分析されている。

労働総研ワオータリーNo19 (95年夏季号)

著者が「二極構造」とするのは「全雇用者の平均でみた労働時間には変化がないが、就業時間別にみると、超長時間労働者と短時間労働者の数が増加し、両者の割合がともに高まっていること、また性別でみると、週60時間以上の超長時間労働者の増加は男性の労働時間の延長に、週35時間未満の短時間労働者の増加は女性のパートタイム労働者の増加に起因して」いることを言う。前者は過労死予備軍であり、後者は企業が女性の短時間労働者を「雇用の調整弁」として扱っていることから今日の産業予備軍の主力部隊にほかならない（第3章）。

さらに第6章で「雇用の女性パート化と労働時間の性別分化」を分析される。「パートタイム労働者のうち20%は一般の正社員と所定労働時間がほぼ同じである」ことを指摘しつつ、この短時間労働者の増大を直視しない労働省の毎月勤労統計調査の1800時間は虚構の時短であることを告発している。

著者は職場だけでなく、労働者の家庭生活にも分析をすすめる（第7章）。そこで、労働者の「家庭生活と時間文化」を考察して、「共働きでも子供がいても家事をしない男たち」を統計上明らかにし、「共働き・夫婦と子供の家庭の夫の家事労働時間は、1日11分。他方、夫有業・妻無業・子供家庭の男の家事労働時間は1日12分」という驚くべき統計結果を紹介している。

日本の企業中心社会で、男性が週に50時間あるいはそれ以上働くことができる秘密は、わずか数パーセント（5～7%）という男性の極端に低い家事分担率にある。ここに日本の企業中心社会の生活時間構造とそれに規定された時間文化が端的に表現されていることを明らかにする。この点も本書の副題が「生活摩擦の経済学」とされる大きな理由があるように思われる。

このように男性労働者が家庭から疎外されて

いる要因は、日本の「高圧釜の企業社会」にはかならず、「日本の労働者は引き返すことのできない、スピード制限のない高速道路を追われるよう走らされているトラック運転手」であり、労働者を高圧釜の環境におく要因として、閉鎖的雇用慣行だけでなく、日本的人事考課（情意考課を重視した労働者間競争を組織するもの）、JTシステムに代表される日本型生産システム、ノルマ営業があると著者は分析を進める。

3

企業中心社会で、時短と労働者の時間文化を復権させるための道筋として著者は次の点を強調されており、これには大きな問題提起が含まれているように思う。

第1、1日の労働時間の制限（残業の上限規制）が先決条件である。

第2に閉鎖的な労働市場を改革して、両性の平等を実現するためには「転職の自由」も確保されなければならない。これを実質的に保障するためヨーロッパのように「同一の職種及び熟練度の労働者の賃金はどの企業に属していても大差はないということにならなければならぬ」として「同一価値労働・同一賃金の原則」に基づく労働能力の社会的評価システムを創出することが労働組合のあり方の改革とともに避けてとおれない課題と指摘する。

第3に、職場と家庭における男女平等の実現のために、「女性並みの労働時間規制」を設けることでこそ男女の別のない労働時間規制をするべきであり、「働く男女が世帯労働＝家事労働を平等に分担する道」を進まなければならないとする。

私は、著者が提起するこの道筋に大いに共感する。「転職の自由」は「労働者個人の自由と自立の権利」確立のための重要な条件である。た

書評

だ、「転職の自由」が「労働力の流動化」を唱える企業側の流れにとりこまれる危険性をどう克服するのか。日本の企業中心社会は「企業間競争と労働者間競争」という大きな渦巻きに支えられているが、これをどう克服するのか。さらに著者の意見を聞きたいと思う。

「労働時間の制限と短縮が家庭における男女平等と手を携えて実現されていく地平では、企

業の時間に縛られて個人生活の自由が制約されてきた企業中心社会は、老若男女のすべてが個人が個人として尊重され生活者として余暇を享受できる個人中心社会に転換されているだろう」との著者の結論に、労働運動の新しい課題が端的に示されている。

(青木書店・1995年1月刊・2266円)

(弁護士)

次号No.20（1995年秋季号）の主な内容（予定）

- ・規制緩和と労働市場 加藤 佑治

〔特集〕戦後50年と日本労働運動

- ・日本の社会運動50年史 塩田庄兵衛
- ・労働組合運動の50年 塚田 義彦
- ・労働法の50年 片岡 鼎
- ・労働運動の到達点と今後の展望 大江 洋

〔国際・国内動向〕

- ・ILO世界労働報告書について 小林 勇
- ・イギリス女性と低賃金—機会均等委員会調査報告より— 桜井 絹江
- ・過労死認定について 佐々木昭三

〔書評〕

- ・脇田滋著『労働法の規制緩和と公正雇用保障』 長井 偉訓
- ・早川征一郎著『国・地方自治体の非常勤職員』 伊藤 良文
- (題はそれぞれ仮題) 発行予定日 1995年9月15日



バーバラ・エーレンライク著

『「中流」という階級』

今年2月に発表されたアメリカの『大統領経済諮問委員会報告』は、現在の深刻な「アメリカの分裂」を取上げた。1973年以降20年間にわたって、中位世帯の所得が停滞する反面でごく一部の上位世帯の所得が増大してきたこと、3930万人もの貧困者の存在、高卒者と大卒者との収入格差の拡大などの指摘は、アメリカの階級的分裂が進んでいることをあらためて裏付けている。

経済的な側面にかんする限り、この問題はすでに経済学者のレスター・サローの『ゼロサム社会』や歴史家アーサー・シュレジンガーの『アメリカの分裂』(いずれも邦訳がある)などによって、日本人にもよく知られている。仕事や生活の先行き不安を覚えるこのような多くの中産階層を、労働長官のロバート・ライシュは「不安階級」(Anxious Class)と呼んでいる。最近の選挙で、第3の政党が大量の得票を得るようになったのは、2大政党に飽きたらない「不安階級」の増大を象徴するものである。本書は、原題の『転落への不安：中流階級の精神生活』が示すように、過去30年間におけるこの「不安階級」の階級意識の形成と変遷をメインテーマに、彼らの政治的イデオロギー、ライフスタイル、文化などの変化を活写している。

著者は中流階級を、高学歴を条件とする様々な専門職や企業の管理職と定義する。専門職に

は、学校教師、政府官僚、科学者、セラピスト、建築家、広告担当者など広範な職種が含まれる。本書の最大の貢献は、彼らの不安感の源泉が、1973年以来の彼らの所得の停滞からではなく、もともと階級としてもっていたものだ、という指摘である。

社会階級の消滅が叫ばれた「黄金の60年代」において、アメリカが「発見」し、政府が対応せざるをえなかった「貧困との戦い」それ自体が、彼らを不安にしたのであった。中流階級が貧者たちを通して見たものは、豊かさが人間の精神生活に及ぼした影響、つまり快楽主義であり、衝動的な自己満足主義であり、依存心だったというのである。そこで逆に、中流階級は自分達を貧困なる労働者と区別するために、豊かななかで自己鍛錬、強い超自我、欲求充足の延期で自律しなければならなくなる。この強い不安は、異常なフィットネス熱や仕事の内容よりも富そのものを求め続けるヤッピーといわれる若い企業エリートを生み出した。

レーガン政権下の「カジノ社会」というどんどん騒ぎが崩壊した現在、「不安階級」の精神生活は從来にも増して不透明である。ここからの出口はあるのか。著者は、下層階級の人々を同情の対象としてではなく、異常な富の権力を抑制する闘争のための同盟者として「再発見」することを提起している。しかし、その闘いをほとんど取上げないアメリカのマスメディアの現状では、これは容易なことではない。さらに著者は、専門的で創造的で他人を助けるような仕事の社会的要請は無限なのだから、中流階級の専門職集団が縮小するという不安感は払拭すべきだと、中流階級を激励する。この辺りは期待の表明に留っているのが惜しまれる。

(中江桂子訳・晶文社刊・3800円)

(中本悟・会員・大阪市立大学助教授)

新刊紹介

野村正實著

『終身雇用』

「景気が後退し、不況が長期化すると、必ずといっていいほど、『終身雇用制の危機』が語られてきた」。本書の冒頭の部分である。たしかに「終身雇用、年功賃金は…幻想だ」という人もいれば(孫田良平『日本労働協会雑誌』86年3月、1ページ)、「『日本の雇用慣行』の崩壊説は…幻想か…意図的な論評かのいずれか」だという人もいる(高梨昌『変わる日本型雇用』94年4月、17ページ)。日経連は「日本の経営の特質は、終身雇用慣行や年功賃金制度といった制度、慣行ではなくて…理念が…基本」だという(『新・日本の経営システム等研究プロジェクト』中間報告、94年8月、17ページ)。これでは、地図を持たない旅人は道に迷いそうである。道に迷ったなら道案内が必要になる。野村正實氏の著『終身雇用』は、今日の厳しい雇用情勢の下で、終身雇用について、あらためて考えようとする時、明快な論理で、よく整理された道案内を提供してくれるタイムリーな好著である。

本書の構成は次の6つの章からなっている。

第1章 終身雇用、年功賃金、企業別組合。第2章 日本企業における雇用調整と人員整理。第3章 終身雇用という観念の流布。第4章 人員整理基準と人選。第5章 外国との体験。第6章 要約と展望。

著者は、第1章で、通説となっている「三種の神器」説、その内的連環を企業特殊的熟練で説明する内部労働市場論を批判的に紹介する。ついで、アベグレンが『日本の経営』(1958年)の中で初めて唱えた終身雇用観念が、東大社研調査などの日本人の研究成果を全く無視した不当なものであることを鋭く批判する。これは第3章とも関連する。第2章では、普通の終身雇

用の定義を吟味し、それに当たる大企業男性正規従業員の割合は「通説的イメージからすれば、驚くほど低い」ことを統計的に実証し、またそれを支える会社内外のバッファーの存在を指摘する。また長期雇用慣行の歴史的形成過程を明治期から今日にいたるまで概説する。第3章では、誤った終身雇用観念が流布した条件の吟味が行われ、「日本の労働研究者たちの精力的な実態調査」に基づく「正しい認識」が「日本企業の雇用慣行は終身雇用である、という単純で誤った命題によって背後に押しやられてしまった」という。第4章、第5章(とくに第4章)の要約紹介は省略するが、その内容については、著者の提言への、実践家の経験にてらした論議を起こすことが望まれることを留保した上で、本書を実践的関心をもつ読者にも有益なガイドブックとしておすすめしたい。

(岩波書店・同時代ライブラリー・900円)

(川辺平八郎・会員・東京経済大学教授)

河相一成著

『食管制度と経済民主主義』

本書も論旨明快である。あえて本書もというわけは、著者河相氏の諸論作に、およそ共通したものだからである。著者の理論的立場や方法論の一貫した確かさ、緻密さによるものであろう。

本書は、この両三年におけるわが国農業・農政史上の画期的出来事—いわゆる「新農政」の発足、93年産米の大凶作や平成の“米騒動”、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の細川連立政権による調印(93年12月、仮調印、94年4月、本調印)—や、それと密接不可分に関連しながら、その改廃があらためて国民的関心と政治的緊急

労働総研ウォータリーNo.19 (95年夏季号)

課題となってきた食糧管理法・制度(食管制度)の歴史、体系や基本的性格、積極的役割と限界などを解明し、あわせて、その真に民主的な改善・充実の方策を提示したものである。

本書は2部9章で構成されている。第1部食管制度研究の視角は、1章序説、2章食糧問題と労働力再生産、3章農業(水田)生産力のあり方と、その担い手、4章米穀の公的管理と経済民主主義の4章で、第2部食管制度の改善・充実は、5章食管制度の体系と基本性格、6章食管制度の現状と問題点、7章米の作付制限政策と、米受給・水田生産力、8章米価をめぐる今日的課題、終章食管制度の改善・充実の5章で編成されている。

本書全体を通じて、さしあたり次の2点に注目しておきたい。ひとつは、食管制度研究における、①労働者階級の労働力再生産の基礎としての主要食糧の需給・価格問題、②米麦など主要農産物(食糧)と農業生産力構造の相関、③主

要食糧に対する国家=公的管理のあり方と、その統一的把握の重要性の指摘である。もうひとつは、この視点にもとづいた、上からの権力的統制と、下からの民主的管理という二つの公的管理のあり方をめぐるたたかいの現状と展望の分析である。具体的には、米日支配勢力による食管解体を含む規制緩和の路線と、食管制度の根幹を堅持・拡充し、その運用は、米需給の現実と勤労国民の日常的 requirement に即して弾力的に対処する路線の対抗である。

著者は、この問題分野の古くからの第一人者であり、既刊の関係著作も数多い。本書はそのもっとも最近における集大成にちがいない。しかし、既存食管制度に代わって、本年度から「新食糧法」が施行されるという現状を考えると、本書の発展的継承となる新たな論作を、著者に期待してやまない次第である。

(新日本出版社刊、2800円)

(重富健一・会員・東洋大学名誉教授)

読者のひろば

No.18(95年春季号)の中嶋晴代論文でILOパートタイム労働条約・勧告の紹介と評価がされていますが、条約では「パート労働者の定義」が大変わかりにくいものになっていますので、ILOでの討議経過をふまえ日本ではそれがどのように解釈されるのだろうかという点など、より詳細な論文をお願いしたいと思います。

参考資料としては、「大原社会問題研究所雑誌」のNo.424(1994年3月)「第7回国際労働問題シンポ」およびNo.436(1995年3月)「第8回国際労働問題シンポ」があり、どちらもILOパート条約についてのシンポジウムの記録です。「定義」との関連で、賃金等も含めいろいろ問題があるのではないかでしょうか。

(山田都子／会員・大阪府)

本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。

編集後記

前号発行直前の3月20日に突発した地下鉄サリン事件も80日後の麻原逮捕でどうやら真相解明の目途もついてきた。異常な狂信集団の狂気の犯罪によって大地震も円高も限界状況の村山政治もマスコミから消えかけてしまった。冒頭の角瀬論文はそうした最中の3月31日に閣議決定された規制緩和5ヵ年計画をにらんで全労連からの委嘱に応える労働総研の特別編成チームによる作業結果の集約である。サリンと同様に国民犠牲強要の“狂気”の高蓄積体制づくりが解明される。特集は阪神大震災をめぐる問題で、兵庫労働総研のご協力をいただき、4か月を経てもなお3万5000人が避難所生活をつづけている世界第二の経済大国にあるまじき異常な実態とそれをもたらした国と地方政治の責任について、地元ならではの生々しい問題提起となった。そのうちの一編は内山常任理事らの震災直後からの現地調査を踏まえた結果であり、労働・雇用法制の改悪が大規模失業への政府の無策と打開への問題提起をした。

次号は、「戦後50年と日本労働運動」特集であり大型執筆陣の登場が予定されているのでご期待いただきたい。
(K.K.)

季刊 労働総研クオータリー No.19 (95年夏季号)
1995年7月1日発行
編集・発行 労働運動総合研究所
〒114 東京都北区滝野川3-3-1
ユニオンコーポ403
TEL 03(3940)0523
FAX 03(5567)2968
印 刷 有限会社 なんぶ企画
額 價 1 部 1,250円(郵送料240円)
年 間 購 読 料 5,000円(郵送料含む)
(会員の購読料は会費に含む)
振 替 00140-5-191839

科学・技術がひらく壮大なロマンにせまる!

自然と人間 シリーズ

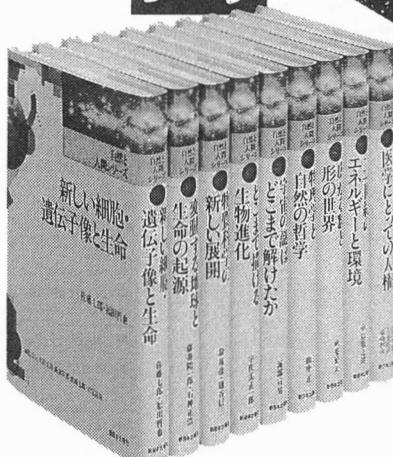
科学・技術の嵐のような発展は、ほんの100年前には考えられなかつたような人類の夢をつぎつぎと実現させてきた。

宇宙とは、物質とは、生命とは何か、

未知の世界へとかぎりない挑戦をつづける現代科学の興味あるテーマと課題をわかりやすく解き明かし、科学的自然観の深まりを追う。

21世紀をまえに、

今、あらためて人間にとつての自然の意味を問い、
科学することの楽しさを伝える。



四六判・上製
定価各2400円

〔編集委員〕
大沼正則
海部宣男
佐藤七郎
道家達専



第1回配本 4月刊

新しい細胞。
遺伝子像と生命
佐藤七郎・福田哲也

変動する地球と
生命の起源
藤井陽一郎・石神正浩

新生物質科学の
新しい展開
泉邦彦・越谷信二

第2回配本 5月刊
第3回配本 6月刊
第4回配本 7月刊

どこまで描ける
生物進化
宇佐美正一郎

〔以下続刊〕

宇宙の謎は
どこまで解けたか

海部宣男

物理学と自然の哲学
広がる数と形の世界

田中正
秋葉繁夫

二世紀の
エネルギーと環境

中島篤之助

医学にとつての人権

日野秀逸・片平利彦・藤崎和彦

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.19 Summer Issue

Contents

- * Strategies contrived by Japanese Politico-Financial Circles
for 21st Century and Economic Democracy
—Where will Deregulation Policy lead People's Life?— Yasuo Kakurai

Special Article: What We learn from Hanshin Earthquake

- * Hanshin -Awaji Area Great Earthquake and Politics
and Economy of Japan Yoshiharu Kikumoto
* How should the Disastered Cities be rehabilitated? Yoshimitsu Shiozaki
* Serious Joblessness—Problem awaiting Solution in
Disaster-stricken Area Kazuyuki Kusajima
* How should Sufferers' Life be restored? Yuji Kurotsu

Information at Home and Abroad

- * Toward 4th World Women's Conference in Beijing Kiyoko Ohzeki
* Consumers'Association of Pennan, Malaysia Kazunori Ohki
* Aggravating Motherhood Protection System—from Zensompo's Survey Toshio Kitayama

Book Review

- * "Time Structure of Enterprise-centered Society" by Koji Morioka Yosuke Minaguchi

Introduction of New Publications

- * "Fear of Falling—The Inner Life of the Middle Class"
by Barbara Ehrenreich Satoru Nakamoto
* "Lifelong Employment" by Masami Nomura Heihachiro Kawabe
* "Food Control System and Economic Democracy"
by Kazushige Kawai Kenichi Shigetomi

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403
3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.19 領価1,250円 (年間購読料5,000円)
(会員の購読料は会費に含む)